

平成 2 5 年 第 1 回 東洋町 議会 定例会 会議録

(第 2 号)

平成 2 5 年 3 月 1 4 日 (木)

東洋町 議会

余 白

平成25年第1回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場議会議場
開 会 平成25年3月14日(木) 9時00分宣告
出 席 議 員 (9名)

議長	小野 正路 君	副議長	今宮 裕明 君
1番	西岡 尚宏 君	2番	高畠 俊彦 君
3番	小松 熙 君	4番	欠 員
5番	小林 幸三 君	6番	松本 太一 君
7番	田島毅三夫 君	8番	佐竹 新一 君

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名。

町 長	松延 宏幸 君
副 町 長	大坂 哲也 君
会 計 管 理 者	弘田 賀軌 君
教 育 長	片岡 芳則 君
総 務 課 長	奈良崎幸一 君
税 務 課 長	安岡 良仁 君
住 民 課 長	光本 孔士 君
産 業 建 設 課 長	光本 速雄 君
教 育 次 長	藤村明美智 君
地域包括支援センター事務局長	蛭子 浩久 君
総務課長補佐	北川 晃彦 君
住民課長補佐	小池 昭平 君
産業建設課長補佐	伊吹真貴博 君
代表監査委員	福島 登 君

本会議に職務のため、出席した者の職氏名。

議会事務局長	生松 克祐 君
事務局書記	築地 仲音 君

議 事 日 程

別紙のとおり

議事のでんまつ

別紙のとおり

会議録署名議員

2番	高畠 俊彦 君	3番	小松 熙 君
----	---------	----	--------

平成25年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成25年3月14日(木) 午前9時開議

- [日程第1] 議案第4号 東洋町防災対策加速化基金条例を定めることについて
- [日程第2] 議案第5号 東洋町公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例制定について
- [日程第3] 議案第6号 阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第7号 東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例を制定することについて
- [日程第5] 議案第8号 東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例を制定することについて
- [日程第6] 議案第9号 東洋町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第10号 東洋町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定することについて

- [日程第 8] 議案第 11 号 東洋町公共下水道条例の一部を改正することについて
- [日程第 9] 議案第 12 号 東洋町簡易水道条例の一部を改正することについて
- [日程第 10] 議案第 13 号 東洋町自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第 11] 議案第 14 号 平成 24 年度東洋町一般会計補正予算（第 6 号）を定めることについて
- [日程第 12] 議案第 15 号 平成 24 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を定めることについて
- [日程第 13] 議案第 16 号 平成 25 年度東洋町一般会計予算を定めることについて
- [日程第 14] 議案第 17 号 平成 25 年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第 15] 議案第 18 号 平成 25 年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第 16] 議案第 19 号 平成 25 年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第 17] 議案第 20 号 平成 25 年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第 18] 議案第 21 号 平成 25 年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第 19] 議案第 22 号 平成 25 年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて

- [日程第20] 議案第23号 平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第21] 議案第24号 平成25年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第22] 議案第25号 こうち人づくり広域連合会規約の一部を変更することについて
- [日程第23] 議案第26号 安芸広域障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更することについて
- [日程第24] 議案第28号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第25] 議案第29号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第26] 閉会中の継続審査・調査の申し出について
（1）総務教育民生常任委員会
（2）産業建設常任委員会
（3）議会運営委員会
- [日程第27] 一般質問

平成25年第1回東洋町議会定例会（2日目）平成25年3月14日 木曜日
議事のでんまつ

議長

（小野 正路議長）

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

直ちに本日の会議を開きます。

（開会時間：9時00分）

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。日程に入るに先立ちまして諸般の報告を行います。

総務教育民生常任委員会から報告書が届いております。総務教育民生常任委員長から本定例会の開会日に付託を受けた、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書については不採択と、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書提出を求める陳情書については継続審査の報告がありました。以上をもって諸般の報告を終わります。

日程に入ります。日程第1、議案第4号、東洋町防災対策加速化基金条例を定めることについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。（自席より、なしの発言あり。）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。（自席より、なしの発言あり。）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号、東洋町防災対策加速化基金条例を定めることについての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員（賛成8：反対0）であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第5号、東洋町公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例制定についての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。（自席より、なしの発言あり。）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。（自席より、なしの発言あり。）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号、東洋町公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例制定についての件を挙手により採決致しま

す。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員（賛成 8 : 反対 0）であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 6 号、阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。（自席より、なしの発言あり。）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。（自席より、なしの発言あり。）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 6 号、阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員（賛成 8 : 反対 0）であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 7 号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例を制定することについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。（自席より、なしの発言あり。）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。（自席より、なしの発言あり。）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 7 号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例を制定することについての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員（賛成 8 : 反対 0）であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 8 号、東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例を制定することについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑

はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号、東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例を制定することについての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号、東洋町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正することについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号、東洋町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第10号、東洋町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定することについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号、東洋町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定することについての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 11 号、東洋町公共下水道条例の一部を改正することについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 11 号、東洋町公共下水道条例の一部を改正することについての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成 8 : 反対 0)であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 12 号、東洋町簡易水道条例の一部を改正することについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 12 号、東洋町簡易水道条例の一部を改正することについての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成 8 : 反対 0)であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 13 号、東洋町自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 13 号、東洋町自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成 8 : 反対 0)であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 14 号、平成 24 年度東洋町一般会計補正予算第

6号を定めることについての件を議題と致します。本案については歳入全般を総務教育民生常任委員会に、歳出については所管事項をそれぞれの常任委員会に付託してありましたので、審査結果について各常任委員長の報告を求めます。まず、総務教育民生常任委員長、小林幸三君。

総務教育
民生常任
委員長

(小林 幸三総務教育民生常任委員長)

総務教育民生常任委員会の報告を行います。3月11日に委員会を開催し、本会議より付託を受けました、平成24年度東洋町一般会計補正予算第6号のうち歳入全般と、歳出のうち所管事項について審査を行いました。特に国の補正予算に伴い町としての前倒し事業、すなわち繰越明許費の内容、地方債の補正の内容、そして歳出においては補助事業、単独事業、県工事負担金等々、所管の内容の説明を求め質疑を行いました。委員からは執行部より詳細な事業説明を受けて理解できたので賛成するとの意見が出され、その後採決の結果、本案については賛成全員で原案を可とすることに決定致しました。なお、本委員会の審議内容につきましてはお手元に配布しております、委員会報告に記載しておりますのでご参照いただきたいと思います。以上で委員会の報告を終わります。

議長

(小野 正路議長)

続いて産業建設常任委員長、西岡尚宏君。

産業建設
常任委員
長

(西岡 尚宏産業建設常任委員長)

産業建設常任委員会の報告を行います。3月12日に委員会を開催致しまして、本会議より付託を受けました、平成24年度東洋町一般会計補正予算第6号の歳出のうち所管事項について審査を行いました。採決の結果、本案については賛成全員で原案を可とすることに決定致しました。なお、本委員会の審議内容につきましてはお手元に配布しております、委員会報告に記載しておりますのでご参照下さい。以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長

(小野 正路議長)

以上で各常任委員会の審査結果の報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

2点通告してあります。1つ目は町防災センターの設計委託料600万円の起債理由を問うという題名でございますけれども、国庫補助金300万円と町債300万円を起債して防災センターを設置すると、設計委託料が計上されております。聞けばですね、敷地内に3階建て以上の備蓄倉庫を兼ねた施設を建設すると聞いております。議会としても予算総額や、それから規模、目的、必要性などのですね、事業内容を詳しく説明していただければ審査ができない。建設前提の設計には即、賛成はできないと思います。議会としても、9日のですね、新聞には全国の浸水予測される98市町村のうち14パーセントに当たる自治体が高台移転を決定し、そして今後、検討したいという市町村もある中で、浸水予測される役場庁舎内、敷地内にですね、防災センターを新築するということにはびっくりしております。2階まで浸水予測が出ている庁舎敷地内において、3階建てを建てても実質使用できるのは3階と屋上です。また、そういう2階まで浸水する、そういう防災センターにおいて復興指揮が執れるのか。倉庫ですからね、3階以上の倉庫に備品を置いてあってその分は守られるかもしれないけれども、ただそれだけのものですかということです。それから震災後、震災復興後の活用を考えても、浸水しない高台に建てる方が安全で効率的ではないかと思えます。そういう意味からも、それは私は事業を、申請は撤回して変更していただきたいというのが、私の質問の趣旨であります。2つ目に600万円も出して設計すると、そしてこの議会で通ればですよ、高額だからと止めることはできないんですよ。これは通ってそれから今後、どのようなものができるか、あるいはどれくらいの費用が掛かるか、そういうことが仮に分かってきて、ほんなに高いのか、ここではこれは駄目だ、浸水してからどうにもならんということが仮に分かったとしてもね、一旦、ここで決定してしまったら事業は進行してしまうわけですからね。そういう意味から一つ一つについてお聞きしておきます。建設総額はいくらくらいを見込んでいるのか、一つ目です。それから設計には2分の1の補助が出ておりますけれども、仮にやるとしたら本体工事についてはどれくらいの補助が出るのかお聞きしたいと思います。それから何坪ぐらいの建屋になるのか、1階、2階そのまま上へ立ち上げるものと思えますが、建屋にするのか、何坪になるのかお聞きしたいと思います。それから備蓄倉庫や防災機器は浸水しない3階以上に設置しなければならない、これはもちろんそうですけれどもね、では2階以下の各階の目的は何に使うのか、浸水予測される2階以下ですね、それはどのようにす

るのかお聞きしたいと思います。設置する機械や機能を聞いておきます。どのようなものを入れるのか、そしてそれをどのように機能させていくのか、その目的といいますか、それを聞いておきます。また、防災センターの防災、防災というのは倉庫を、そういう機器類を置いてということは分かりますけれども、それが震災後、東洋町が本当に更地の状態になったときにですね、この防災センターはその復興に関してどのような役割を果たしていくのかお聞きしたいと思います。それから確かに防災センターあるいは倉庫、こういうことは大事だと思います。しかしながら今、一番大事なことは一旦、避難して、そして避難路を造っております。避難場所も一生懸命、自主防災組織等と一緒にあって、地区等と一緒にあって造っておりますけれども、そういうところを使って緊急避難する、住民さんがね、そのときにそのあと仮設住宅のできるまでの2、3カ月の間、雨、風を防ぎ、病気の人でも生活できる公共施設、例えば公民館や学校、地区集会所等を高台に移転して被災住民の生活空間を確保することである。これは私一番今、大事やと思うんですよ。防災センターも大事ですよ。大事ですけども、それ以上にこういうことも考えていかなければならない。また浸水しない場所での防災及び復興指揮を執れる役場機能の移転であります。どこで防災あるいは復興の指揮を執るのかと。私は一番いいのは庁舎で執るのが一番いいと思っていますけれども、庁舎が2階まで浸水するんですよ。そして2階は床面ぐらいまで掛かるか、掛からないかという説明を受けました。波の高さが、浸水の。しかしながら、それは波の高さであって、ボンと突き当たったときに最低2、3メートルは立ち上がると思っておかなければなりません。東北の例を考えても。そうやってきたらこの東洋町役場の2階は完全に私は使用できないと、こういう想定をしております。まず、賢明な町長はまずですね、浸水域に高いお金を注ぎ込んで防災機器設備や倉庫を建てるよりも、住民生命を守ってあげてほしい。この案は一旦、中止して、そしてまた、新たな計画を立てるようお願いしたいがどうでしょうか。これが2つ目の、順番にいつておきましょうかね、今のは2つ目の質問です。そして3つ目の質問になりますが、防災資機材及び備蓄倉庫は野部のヘリポート敷地内に設置するという約束ではなかったのではないのでしょうか。また隣接して設置するとした防災復旧活動資機材整備は既に予算化されておる、24年度にですね。そうっております。用地購入は難航していると聞いておりますが、この野部の防災倉庫あるいは今いう資機材と別のものを建てるということでしょうか。それは多いに越し

たことはありませんけれども、あちらにも建て、あちらに建てるのであれば庁舎内のものは必要ないのではないかと、こう考えて質問しております。それからですね、これが1問目の質問です。

それから2つ目に防災費の土地購入費として1, 200万円が財源の変更が行われております。このことについてお聞きしますけれども、この理由をお聞きしておきます。財源の変更。有利な方に転向したと思うんですけど、その理由をお聞きしておきます。2つ目にですね、この土地購入はですね、24年度事業として野部のヘリポート用地と防災拠点、倉庫、機器保管施設用地だったと。いつ購入して着工し、完了するのかこのスケジュールをお聞きしたいと思います。これは繰越になっておりますけれども、それが本来なら24年度購入、着工というような考えをもっておったんですけども、それが25年度も近づいて、いまだにまだ着工しておりません。そして購入、着工、いつ完了するのかスケジュールをお聞きしたい。それから購入後にですね、防災拠点及び機器保管施設を造るということになっておりますけれども、今回、提出の防災センター倉庫とどのように違うのか、またなぜ2つ要するのか、そういうことも含めてお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致します。この600万円でございますけれども、この予算も25年度分の前倒し事業の受入れ予算でございます。国庫補助の確保ができております。繰越事業として実施して参りたいと考えているところでございます。南海トラフ巨大地震対策特別措置法の成立後には用地費についても何らかの補助対象となるのかも分かりませんが、現時点では公共施設についても高台移転も含めて用地費は補助対象外となっているところでございます。現時点では最悪の想定でも庁舎周辺の町有地の有効活用策としても検討しておく必要がございます。情報機器の保全対策としても防災指揮機能の確保等も含めまして計画を検討致しまして、建設が事業費的にも、機能的にも、可能かどうかも含めまして調査をし、設計をしておくことは必要と考えているところでございます。以上でございます。

それとですね、土地購入の1, 200万円の分でございます。これはで

すね、場所とか事業の変更ではございません。事業費の財源内訳の変更でございます。当初はですね、国の補助事業として400万円の国庫補助と緊急防災の起債800万円で予算計上をしておりました。しかし、用地費はいまだに国庫補助対象外ということでございます。今回、この補助金400万円を減額を致しまして、起債対象として、単独の事業として全額を緊急防災事業債として財源振替をして予算計上をした形となっております。歳出項目の節には増減はないという意味でのゼロ表示をしておりまして、説明欄に金額は補助事業から単独事業への変更という意味で1,200万円、同額の金額を三角表示とプラスで表示しております。補正額としては合わせて0円、変更額はなしという意味合いでございます。なお、用地交渉は継続して交渉中でございます。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)
奈良崎総務課長。

総務課長

(奈良崎 幸一総務課長)

田島議員の質問にお答え致します。私の方は1の1、町防災センター設計委託料600万円についてでございます。今回の予算計上は新想定
の津波浸水予測で役場庁舎の水深予測は5メートルでありますから、2階の床から1メートル程度が浸水することとなり、1階の機器類と2階の機器類が浸水することとなります。庁舎敷地内で対応ができ、補助対象要件に対応ができ、通常でも現在の機能を有する防災センターの設計委託を計上しております。高台への建設についても考えましたが、庁舎と離れると通常に使用することができなくなるため、利便性も悪くなり庁舎内に建設しようと考えました。2の1につきましては本体工事の総額、補助金はいくらか、それと2番目の何坪の建屋かということでございますが、建設総額、規模を算出するために設計委託をするものでございます。補助率につきましては今、全部、防災の事業につきましては国の2分の1の補助を貰っておりますので、この事業でできるのではないかと考えております。3番目の2階以下はどう使うのか、通常、管理はどうするのか、防災センターの役割を聞くということでございます。2階以下につきましては今、建てる場所の位置をいろいろと検討しておりますので、現在の機能を有することを第一条件として考えております。今、駐車場であれば駐車場、倉庫であれば倉庫を考えており

ます。その2階につきましては使える空間は備蓄倉庫に使いたいと考えております。それで機能的には防災復興拠点機能を考えております。これは防災情報機器類を設置を致しまして、その防災の拠点施設をできるようにと考えております。続きまして公共施設の高台移転についてでございます。これは庁舎が高台を考えることにつきましては日常の利便性か、防災復興拠点機能を取るのかが課題であります。また本庁舎は総額4億円を掛けて昭和60年7月に竣工して、約30年経過をしておりますが、建物耐用年数は50年から鉄筋コンクリート寿命は60年とも言われておりますので、あと30年ぐらいは使用できます。もし高台に移転しようとするれば高台の造成費、インフラ整備費、建築費の多額の費用が掛かりますので財源対策が難しいと考えております。3番目に防災資機材及び備蓄倉庫は野部のヘリポート敷地内に設置する約束ではなかったのか、用地購入についてヘリポートはできるのかという件でございますが、質問でございますが、約束ではなく計画をしております。用地交渉はただいま協議中でございます。ヘリポートは測量設計を実施しております。建設につきましては用地購入後、計画を進めていきたいと考えております。以上です。ご審議のほどよろしく。

議長

(小野 正路議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

今、課長から、町長から答弁をいただきました。高台移転から入らしてもらいますけれども、高台移転というのはまだ補助金がない。そしてまた庁舎移転にしましても、今の現庁舎から離れたら利便性がない。いろいろ理由はありましたけれども、どういいますか、この庁舎が30年前に建ったときには、ここには庁舎がなかったんですね。甲浦と野根にそれぞれあって、そこを交替で使っていた。そういうことがあってここに移転して、それから30年経っておるんですけども、私がいうのはこの浸水が予測されたところでやるよりもね、その周りを見て下さいよ。この生見から離れたくなければ生見の周りに山がなんぼでもありますよね、じきそこの横にもあるでしょうね、裏にもある。南山の裾にもある。いくらでもあるんですね。そういうところであれば何ら問題ないんですね。そこを造成してまず、本部拠点となる防災あるいは執行指揮本部拠点となる庁舎をまず、移転しなければならない。そうしなけれ

ば東洋町の防災も、あるいは復興、これについても指揮が執れなくなる。計画は全くそこからできなくなるんですよね、前に進まなくなる。だからまず、庁舎の移転ということをまず、念頭において今、現在、どれくらいになっているか分かりませんが、まず、これは基金でも何年かスパンで基金でも積み立てていただいて、そこでまず、庁舎移転から始めると、こういうことを執行部に強くお願いしておきます。それからどういたしますか、奈良崎課長の方から言いましたが、利便性ということをよく言われましたね、何回も、今、利便性はもちろん必要ですけども、一番大事なことは住民さんの避難者の避難した方の命といいますか、守るといふこと、財産はこれはもう本当に津波で全部、流されてしまいますからね、その分についてはある意味手立てはないかも分かりませんが、その被災して逃げた方々の命、それをどう守っていくか、これをまず、第一に考えなければならぬ。庁舎の機能とかいろいろありますけれども、しかし、命をまず、第一に考えなければならぬ。そういうためにもやはり一旦、逃げた方が何とか一夜、雨中、雨、風になるか分かりませんが、気候によりましては、そこで過ごした避難者が翌る日に帰ってくる、時間が落ち着いてから帰ってくる、そのときに自分の家も何もない状態ですよね、そのときにその方はどうするかということなんです。その方がどこで休憩するか、そこで横になれるか、濡れた着物をどこで乾かして、温かい着物を着れるかどうか、それから仮設住宅は東北の例を見ましても、完全にできるまで何カ月も掛かっております。その間、東洋町3,000人の住民さんはどこで生活するんですか。よそでは体育館とか、公民館とかいろいろそういう公共施設は整備されていて、そこで一時しのぎしましたわね、新聞でも、テレビでも見ていましたが、しかし、東洋町はないんですよそれが、どこも、屋上以外は、それになぜ手を打とうとしないのかということに疑問を持っております。だからこういう防災センターも必要だと思いますけれども、こういう防災センターはなんちゃ、この3階の屋上にですね、6畳か8畳かのプレハブ一つ据えたら済むことなんです。屋上までは波は来ないんですから。わざわざ何千万掛かるかも分かりませんが、そういうお金を使うのであればこの役場の屋上へ持っていったらね、一番近いんです。職員さんにとっても。そういうことは考えずにこういうことをする、計画を出してくることに非常に疑問を持っております。どういたしますか、防災センターあるいはそういうことを造るときにはまず、もちろん防災ということは念頭におかなければなりません、

その防災後の復興ということに私は視点を置いていただいて、連動するような施策をもってもらいたい。ただ防災だけではなくて、それが震災後、復興にどのように機能するかという、させるかと。そういう視点をもってお金を使ってもらいたい。そういう意味からも今回のこの事業については一旦、町長撤回していただきたいがどうでしょうかね。それからまた、皆さんの意見を出し合い、また我々議会もいろいろと意見を出さしてもらいます。そしてまた住民さんの声も聞いてもう一度、全住民が使いやすい効率的な、そういう防災センターにしていきたいがお考えをいただきたいと思います。それから先ほどの課長の答弁の中でヘリポートは今、設計していると言いました。いつ着工し、完了するのともう一度、再度お聞きしたいと思います。それからこれぐらいで止めておきます。以上です。

議長

(小野 正路議長)
総務課長。

総務課長

(奈良崎 幸一総務課長)

再問にお答え致します。最後の分のヘリポートにつきましては、これはもう用地購入後に進めて参りたいと考えております。繰越して、用地購入は繰越しておりますので交渉が済み次第、今度はヘリポートの予算をいただくために県の方に要望して建築のための予算を計上していきたいと、補正で対応していきたいと考えております。続きまして高台移転について庁舎移転をということでございますが、この周辺を見ていただいたら分かりますように山はあると思いますが、役場庁舎かなり広く面積が要ります。公共施設、普通にとっても大体、何千平米というものが要ります。それで今、5メートルで大丈夫という感じしておりますけれど、公共施設をもっていくとなりますと海拔20メートル以上の高台を検討していかなければならないと思っております。それにつきましては今、ここでは私がどこどこということとはなかなか難しいと思っておりますので、その点につきましては、またいろいろと皆さんと一緒に考えていかなければならないと考えております。それで先ほど利便性、利便性と私がいいましたが、これは日常的に今、住民さんにサービスができるような体制を執る中では、利便性というのはいつも日常的にサービスができるような形を取りたいということを考えておりますので、その辺のことは理解していただきたいと考えております。よろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

2問で終わると思っていたんですけれども、今の答弁を聞いてもう一つ確認しておきます。庁舎を移転するには大きな平米が要ると、面積が、こういう答弁でございます。確かにそのとおりですよ。しかし、私がいっているのは庁舎本体は仮に山へいってもですね、駐車場等は一段下がっても構んのではないかと、そう思います。こんだけの広さをですね、一つの山でといえなかなかできないと思います。そういうこともひとつ机に上げて検討していただきたい。それともうひとつはそういうことであれば別の質問に項目に入れておりますが、ここでちょっといわせていただきますが、そうなれば特に南山ですよ、それが大事だと思うんですよ。こういう庁舎をそのまま移転していく、あるいは防災倉庫あるいは避難施設、それから仮設住宅の設置、それから瓦礫の置き場所、そういうことは震災後、たちまち翌日から必要になるんですが、そういうものを高い山、どうやこうやしてもなかなか間に合わない。それであれば私は南山のあの町有地が一番の最適地やと、こう今になって本当に反省しておりますが、今になってこういう状況がずっと続いてきている、この津波対策についての進展を見ておりますと、南山は本当に大事な山やったなと、こう考えております。そういうこともひとつ頭に、念頭においてもらいたいと思います。それから津波がいつ来るかという問題でございます。執行部の頭の中にはどのように考えておられるかわかりませんが、あるいは波高がですね、本当にこの想定の高波が来るのかどうか、そういう疑心暗鬼的な、担当職員さんに聞いてみるとそれはあくまでも最悪の場合であって、それが来るというものではないと、こういう言い方をされますが、これはね大変なことですよ。(議長より、田島議員、質問のところですが、一般質問的なところに広がっておりますので、その辺のところ簡潔に質問して下さいとの発言あり。)防災センターを造るということについて質問しているんですが、そういうことを考えていきますとこの庁舎内に、地域内に防災センターを造るということについては問題がある。こういうことでございます。町長お考えがあればお聞きしたいと思います。

議長 (小野 正路議長)
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)

再問にお答え致します。600万円の件についてお答え致しますが、この庁舎のですね、最低でも情報類、情報機器、こういったことについての保全対策ということで第2次の津波浸水予測も待ってからですね、検討してきたという経過もございます。1回目はこの3階まで来るといような想定がございましたけれども、2回目はまず、2階部分は大丈夫だろうというところで、屋上の部分についてもね、検討もしたわけですが設計上、無理があるのではないかなというようにも聞いておりますので庁舎外の中で、敷地内の中で情報施設の設置は可能かどうかというところの議論の中からですね、このまず、調査をしていただくと、どの箇所が一番いいのか、例えば今ある車庫の部分を、車庫も雨漏りがしております。あそこを車庫の部分の機能を生かしたままで3階建てのものを建てた方がいいのか、あるいはここの廊下をですね、突き当たったところはもうすでにここは2階でございますので、3階建てに匹敵するようなものがあの辺りにもできないのかと、いろんなケースを考えてですね、どの場所も含めまして敷地内での建設は可能かどうかということも含めての設計委託でございますのでご理解を願いたいと思います。以上でございます。

議長 (小野 正路議長)

田島毅三夫君の質疑が終わりました。他に質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫君)

反対討論をさせていただきます。30年しか保たない、今、最後の町長のですね、答弁の中にも30年しか保たない庁舎に引っ付いて、それに建てるといようなことも一つの選択肢になっていると、こう聞いておりますが、ちょっと矛盾する考えやと思っておりますが、そういうことも引くくめて町防災センター庁舎敷地内設置に対する反対討論を行わせていただきます。5メートル、はい上がりを入れますと7メートルを越す浸水が予測されていると、こういう庁舎、敷地内です、総費用は全

額まだ分かりませんが、多額の費用を掛けて3階以上の防災倉庫を建てると、こういう計画でございます。家も財産も全て失った被災者ですね、仮設住宅を出たとき、どこに家を建てるのかと。これは一旦、避難をして、仮設住宅は出たとして、その上ですね、前提を下にいうんですが、それからのちにですね、どこに家を建てるのか、資力や気力のある方はいいですけども、ない人はどうするのか、生まれた町を捨てて、施設や子どもなどのところに身を寄せることになるだろうと思います。船を失った漁業者のうち何人が再開できるであろうか、そういうことも心配しております。どこへ瓦礫を撤去するのか、どうやって道を直すのか、またその場へ家を建てるのか、多くの人が町外へ転出して町人口は半分になるのではないかと、こういう不安を持っておるわけでございます。こういった復興施策に連動した防災事業ではないといけないというのは先ほど質問の中でいいましたけれども、意味がないんですよ。そういう防災センターは浸水しない庁舎屋上に、もう一遍お願いします。庁舎屋上にもって行ってくださいよ。プレハブなんかは安いものです。こんなこというたらいきませんけれども、建てる思いをすればですね、安いもんだと思います。それからその建設費用や、そういうものを積み立てて基金にしてですね、少しずつでも積み立てて行って、庁舎や公共施設の高台移転費用に積み立てて行っていただきたい。そういう計画を立てていただきたい。撤回を求めて反対討論と致しますが、どうかこの無駄な事業には皆様、議会の皆様、反対しないでいただきたい。切にお願いしたいと思います。過去のこと言っただけ申し訳ありませんけれども、過去にも冷凍施設や生ゴミ処理、温浴施設、ホームセンター、高齢者住宅、耕作放棄地対策、そして間伐事業等々、もっと準備し、研究しなければ失敗すると私は猛反対してきました。そのとき議会は賛成して結果、今、町は大きなお荷物を背負っておるわけでございます。四苦八苦しておりますね。そのことを議員職もよく考えていただいて、この事業が無駄だということにならないようによく考えていただいて、他に高台移転などもっといい方法が必ずある。これは一旦、撤回して再度、検討し直してではございませんか。そういうこともお願いして反対討論とさせていただきます。全議員の皆様、私の反対討論に賛成をよろしくお願い致します。以上です。

議長

(小野 正路議長)

田島毅三夫君の反対討論がありました。続いて賛成討論はありません

か。(自席より、なしの発言あり。)賛成なし。それではあと反対討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号、平成24年度東洋町一般会計補正予算第6号を定めることについての件を挙手により採決致します。総務、産建委員長の報告は原案を可とするものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数(賛成5:反対3)であります。よって、(自席より、人数を教えてくださいとの発言あり。)賛成が5名。本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第15号、平成24年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号、平成24年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第16号、平成25年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を議題と致します。本案については歳入全般を総務教育民生常任委員会に、歳出については所管事項をそれぞれの常任委員会に付託してありましたので、審査結果について各常任委員長の報告を求めます。総務教育民生常任委員長、小林幸三君。

総務教育
民生常任
委員長

(小林 幸三総務教育民生常任委員長)

総務教育民生常任委員会から報告を行います。3月11日に委員会を開催致しました。本会議より付託を受けました、平成25年度東洋町一般会計予算のうち歳入全般と、歳出のうちの所管事項について審査を行いました。審査に当たっては予算書の事項別明細書を基に歳入歳出の予算の全般的な考え方の説明を求め、また所管事項の歳出についても予算の金額、事業内容、考え方についての説明を求めて参りました。その後、

予算書の細部にわたり審査を実施して参りましたが、委員から執行部より詳細な事業説明を受けて理解できたので、賛成すべしとの意見が出され採決の結果、本案については全員賛成で原案を可とすることに決定致しました。なお、本委員会の審査内容につきましてはお手元の資料をご参照いただきたいと思います。以上で総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長

(小野 正路議長)

次に産業建設常任委員長、西岡尚宏君。

産業建設
常任委員
長

(西岡 尚宏産業建設常任委員長)

産業建設常任委員会の報告を行います。3月12日に委員会を開催致しまして、本会議より付託を受けました、平成25年度東洋町一般会計予算の歳出のうち所管事項について審査を行いました。質疑では観光施設事業繰出金において温浴施設事業の運営について、海洋深層水、海水などを利用して利用客サービスの向上並びに赤字経営にならないための方策を検討するよう要望がありました。採決の結果、本案については賛成全員で原案を可とすることに決定致しました。なお、本委員会の審査内容につきましてはお手元に配布しております、委員会報告に記載しておりますのでご参照下さい。以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長

(小野 正路議長)

以上で各常任委員会の審査結果の報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

できれば一番あとでさしていただこうと思っていたんですけども、項目数が多くございます。申し訳ありませんが、半分にさせていただきませんか。(議長より、続けて言って下さいとの発言あり。) やりますか。(議長より、その方がいいですとの発言あり。) それでは全部、やらしてもらいます。1つ目に自分が議会上がらしていただいちゃって、そして以降ですね、本議会でも何十件という提案をさしてもらってあります。この何十どころではないんですけどね、そしてこの今日の議会議中でも本当に数えたら何十という提案あるいは提言を行ってありま

す。また過去にも30年間、大阪から帰省してずっと町に対して、行政に対して町発展のためにいろいろな提案をしてきました。しかしながら、それはほとんど門前払いされているんですね。確かに財源問題もあろうかと思えます。補助金の有無もあろうかと思えます。しかし、町住民の福祉のため、生活向上のためというのは行政目的だと思うんですよ。できる、できないは別として、どうか机の上に上げて検討するぐらいの姿勢はもっていただきたい。困窮した先の見えない多くの住民のためにも大きな気持で取組んでいただきたいということをお願いして質問に入らせていただきます。

一般会計の議案質疑として地方揮発油譲与税400万円及び自動車重量譲与税1,000万円を燃料費助成を求める件という題でございますが、最近のガソリン高騰、今日、昨日ではちょっと落ち着いたということは聞いておりますけれども、最近のガソリン高騰は目に余るものがあります。円安やデフレ脱却志向などでまだまだ先が見えない。すでに陸海すべての町産業に多大な影響が出ておりますが、ガソリンなどの暫定税率が廃止されたときに、前町長は1リットル160円になったら何らかの助成をしないと、こう答弁がありました。また現町長も同様答弁がありましたね。まだ160円には確かに届いていませんけれども、155円となった現在、この揮発油譲与税400万円及び自動車重量譲与税1,000万円を原資に車や漁船、農業などの燃費も含めて1リットル当たり5円くらいですね、補助金を町住民に限って助成していただけないか。こういう提案、お願いでございます。これによって町経済活動が活性化されれば元は取れると考えておりますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。これが1つ目でございます。

2つ目、冷凍施設運営費が非計上になっておりますが、はい、はい出ると思いよった。(自席より、議長、非計上を議案としてやるのかとの発言あり。)

議長

(小野 正路議長)

ちょっと待って下さい。一言だけ、非計上なので一般質問になりますのでさらっと言って下さい。

7番議員

(田島 毅三夫君)

さらっといきます。答弁ある、なしは別として。

議長

(小野 正路議長)

さらっと言って下さい。

7番議員

(田島 毅三夫君)

24年度には35万円計上されました冷凍施設事業の使用料の計上がございません。2年続けての休止か、高額のコストを使って設置し、一昨年度は約500万円もの赤字を出して、昨年度は予算を計上しながら休止しました。本年度も休止か、廃止か住民説明も行わないままの非計上というのはおかしいと。説明を求めたいということでございます。それからこのままですね、営業再開せずに続けたら国への返還金を出る恐れもありますが、その辺も含めて考えをお聞きしたい。それから魚だけの、これだけで止めておきます。

それから3つ目に高齢者住宅の使用料が28万8千円しか計上されておられませんね。このことについて理由をお聞きしたいと思います。本年度使用料は28万8千円計上しております。現在、聞きますと1人しか入居されていない。それなのに来年度28万8千円を計上した計上の根拠をお聞きしたい。昨年度は1人でやはり17万何千円でしたかの収入しかなかったんですよね。そして今年も1人、そして25年度28万円に上げた理由、その根拠を聞きたいということでございます。一方、支出は561万5千円であります。使用料が満額収入できたとしても532万7千円という赤字になるんですよね。そういう意味からもこの収入を増やす、収益を増やすということは非常に大きな問題になると思いますが、それにこれが立ち上げられてから3年になりますか、4年なるかな、以後、本当にこういう赤字状態が続いている、これに対して行政は全く手が打っていない。その怠慢も含めてちょっと私は問題である。その都度、その都度町長の方から町自体も困っているという答弁があるんですが、公共事業として町住民の血税を使ってやる分については、それは困っているでは通らない。だから28万8千円の根拠、またそれでは少ないんですからね、そんなもんで駄目なんです、そのところをお聞きしたい思います。

それからですね、4つ目になります。産業推進総合支援事業補助金1,100万円、総額1,265万6千円の事業内容を聞きたいということでございますが、この事業はこれに町負担金165万1千円が追加されますが、土佐備長炭関連事業とのみ説明を受けたので事業内容を聞きたいと思います。これは土佐備長炭新規就業者支援県補助金720万円と

は別口のものでしょうか。お聞きしたいと思います。これに関して2つ目ですが、現在、組合には何人が加入して年間どれくらいの備長炭が生産されているのか、原木の補給も含めて町基幹産業としての見通しを聞きたいと思います。これが4つ目の質問です。

5つ目になります。地区連絡員のチラシ配布の仕組みの改善を求める件ということでお聞きしたいと思います。昨年度まで地区連絡員が、言い方が悪い。まだ現在、24年度ですけれども、現在まで地区連絡員が偶数月に町広報を配布しておりますが、それと一緒に配布している広報以外のチラシ、いろいろ町関係からのお願いと、お知らせとか、あるいは募集等ですね、そういうチラシ、公告ですね、以外の臨時職員募集など緊急にその広報発行する、2カ月に1回ですが、その間、間に緊急に募集あるいは通知しなければならないチラシが出ておりますが、そういうものに対してはその都度、新聞、折り込みで配布されてきました。しかしながら、新聞未購読者がおられるんですよ。取っていない方、若しくは新聞は取っておられるけれどもその新聞にはチラシが折り込みされていないという新聞もあります。そういう方が約200戸、200世帯おられると、こう聞いております。いままで大事な町緊急情報は伝わらなかったんですよ。過去いままでずっと。リ・ボルトが配布をしていたときにはそういう方にも全戸、個人的に、個々に配布したので、それはフォローされていたと思いますけれども、現町長になってそれが全戸配布できなくなっていると、こういうことでございます。住民全戸に町情報が伝わらないというのは不公平であります。25年度から改善すると約束をいただいております。執行部から。どう改善するのか説明を求めたいと思います。これが5つ目の質問です。

6つ目になります。職員等住宅使用料が60万円となっておりますが、この入居資格についてお聞きしたいと思います。(議長より、田島議員これは元に戻るんですよ、ページ数はとの発言あり。)戻るか、ごめんなさい。そうですね。ページ数は除けちよって下さい。旧駐在官舎への職員住宅の一般住民貸付問題はどうなっているのかと。前町長時代に町が委託する、受託業者の職員も職員として認めて職員住宅に入居させるということは条例で出てきました。それが議会で通りました。その結果、何名かのリ・ボルト職員が、社員さんが入っていたわけでございますが、今、町とリ・ボルトとの関係は解約されております。その後、この職員さんの入居についてどうされるのかという質問でございます。もしこれが今後、そのままいけるとなればですね、例えば公共事業、道路

の土木関係の仕事とか、いろいろ緊急雇用等の臨時職員さんらもそういう資格は得られるのではないか。こう考えておりますが、その線引きといいますか、規定というものをカッチリすべきではないかという質問でございます。これが6つ目です。

7つ目に特別職の退職手当の廃止を求める件でございます。25年度退職金組合負担金は町長含めて4,447万8千円が計上されております。町長、副町長の特別職員退職金の削減、全廃は全国的な流れとなっております。議員も年金を廃止しました。何年か前に。2006年の4月当時の小泉さんですよね、総理は国会議員も止めようではないか、私も止めるから知事や市長も全部、あきらめて下さいというようなことが出て、一つの大きな問題提起が出て全国的にそれが波動して行って今、あちこちで知事、市長あるいは町長等、町長はごめんなさいまだ把握しておりませんが、そういう方が今、退職金を返上していると、こういうことになって、あるいは減額していると、こういう状態でございますが、住民の代表である町長及び副町長など特別職員は住民生活及び町政が浮揚するまでの間、率先してこれに範を示していただきたい。審査委員会への諮問ではなく、自ら退職金の条例改正案の提出を求めたいが、町長いかがでしょうかという質問でございます。一般職員についても国は率先して減額しておりますけれども、特に問題は定年前に退職すれば、その定年までの期間に応じて2パーセントから20パーセントのその他の加算が付いております。こういう特典が付いております。これなどはですね、民間感覚とは乖離した、本当に官僚型のお手盛りとまではいいませんが、そういう制度だと思えます。こういうことは即、廃止すべきと思えますが、町独自で廃止するかどうか、そういう考えをお聞きしたいと思えます。これが7番目の質問でございます。

それから8番目になります。阿佐東線DMVの調査費用150万円と調査内容についてお聞きしたいと思えます。2月に、2月でしたかねあれは、北海道へ何名かの方が行って現地を視察してきたと、運行状態を視察したと、こう聞いておりますが、その結果及び意見書の提出を何度も求めましたけれども出てきません。まだ出てこない。DMV導入のための視察であればまず、前回の視察データを精査した上でなければ今回の調査費支出は賛成できない。賛成できないというよりも審査できないんですよ。前回、町は80万円でしたかね。県も同じやったか。それから全部合わせたら1千何百万でしたか、ぐらいの大きな費用を掛けてですね、調査を行っているんですよ。前回も、前々回も。しかし、その調

査の結果が、報告が上がってこない。問題点が上がってこない。そういうことでいきなりこういう150万円の費用の、補助金となるか、助成金となるのか出てきても我々は判断ができない。できればですね、こういう今回、今、多分、担当の方はそういう資料を上がっていないと言いますから持っていないと思いますが、上がっておればちょっと休憩を取ってその資料を見せていただきたいがいかがでしょうかね。そうでなければこれは撤回していただきたい。そしてもう一度、その報告書を見て我々議会がそれを審査してその結果、可とするか、否とするかここで採決させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。これが8番目でございます。

それから住民課長になりますか、これでお詫びしなければなりません。せっかく答弁書を書いて下さっておると思いますが、この分については削除したいと思います。光本さんごめんなさい。9番目は削除させていただきます。

それから10番目になります。民生協議会の活動について、補助金70万4千円についてお聞きしたいと思います。地区懇談会の中でも民生協議会委員の日常活動について厳しい苦情が出ました。私もこの間の、前回の議会の中でその視察150万の計上について、その内容についていろいろと質問してもらった経緯もございしますが、その苦情というものを住民さん懇談会の中で出た苦情というものを協議会に伝えたかどうか。確かに町長、副町長もおられましたね。担当課長もおられました。メモされていきました。また懇談会の報告書の中にもそれが出ておりますけれども、それを協議会に伝えたかどうか、そしてそれを伝えたならばその結果はどうなったか、そしてそれを受けて民生委員会が会をとって、対応して、それを町にこう対応するという返答があったのかどうか、それを聞いているんです。そうしなければ懇談会の意味も成さないし、私が議会で質問した意味も成さなくなりますので、それをやっているかどうかお聞きしたいと思います。それから2つ目関連しますが、1月に民生協議会が九州へ視察に行きました。人数はだいぶ減ったと聞いておりますけれども、どのような研修だったのか、内容及び研修成果を日常業務にどう取り入れたのかと、何回もそれをお聞きしますが返事がございません。こういう言い方をすれば悪いんですけれども、やはり公費を使っての研修でございますので、そしてそれを使って行ったものについては逐一、報告書を出していただく。これは補助金要綱の中にもあるはずでございます。対応策などを含めた報告書の提出を求めたいと思いま

す。それから25年度からですね、これは24年度はもう終わりですが、25年度からは民生協議会だけでなく、議会も含めて公費による研修や視察は原則、全参加者が感想や提案などの意見をレポートにして出すよう規定していただきたい。どうでしょうか。これが私の質問でございます。

それから抜いた分の含めてこの番号でいきます。そのままの番号でいきます。11番目に両保育園ガラス飛散防止フィルムを他の施設にも貼るよう求める件でございます。県補助金3分の1あるというこの事業を使って、両保育園に飛散防止用の震災あるいは災害、事故防止のための飛散フィルム、防止フィルムを貼られました。これはなかなか良かったなと思っております。来年度もこの事業が組まれるようであればですね、小中学校、包括福祉センターあるいは公民館等の公共施設のガラス飛散防止も、対策も行っていただきたい。こういう希望でございますが考えをお聞きしたいと思います。またこれについてはですね、421万6千円という金額が出ておりますけれども、町内業者がこういうことができるのかどうか分かりません、確認しておりません。もしできる業者があれば是非、その業者さんに発注していただきたいがいかがでしょうか。そのことについてお聞きしたいと思います。

それから12番目になります。常備消防運営費負担金1億1,248万2千円について、これは全費用でございますが、その中でですね、現在東洋町の、東洋町出張署署員は定数13人ということで運用しております。これは条例で決まっております。ところが聞けばですね、46歳が2名、そのあと45、44、43と1年おきに続くんですが、そういう最年長者が8人おられると、連続して2人ずつ1年ごとに、2人ずつって計8人。最年少者でも37歳とこう聞きました。町定数規定は13人となっておりますので、これはなかなかそれをオーバーするという事は難しいことでございますけれども、この定数規定に沿えば最年長者が退職する今後、14年間は新規採用はできないことになるわけですね。そのときには最も若い署員でも50歳を越すわけです。13人中の。こうした高齢者消防署となるわけでございますね。確かに現状を見ますと去年、一昨年、今年と見ますと火災についての件数は少し減ったり、増えるときもありましたが、平均してちょっと減っております。防火意識のそれは向上等によるんだと思います。住民さんの。それはいいことなんです、ところが救急出動回数は22年度は205件、23年度は219件、24年度は242件とですね、人口減に反比例して多くなっ

ているんですよね。このままでは24時間体制で救急、消防業務に対応することは早晚、厳しい状態、体力的にも、そういう状態が起こる恐れがある、現にもう起こっていると聞いておりますが、また仮に今、新しい職員が入ったとしても、種々ある資格修得に相当の年数が掛かると聞いております。つまりその経験年数等ありましてね。そういうことであれば町として至急、何らかの対策を立てなければ間に合わなくなると、このまま今の方が定年退職なるまでもう14年間待っておればですね、そのときになれば大変なことになる。こういう心配をしているんです。室戸本部にも聞きますと48人の定数規定があり、それは市の職員さんとの交流等も考えたらいろいろと問題があつてなかなかできない。東洋出張署の人事についてまで現在、有効な考えは持っていないと、こう聞いております。そこで町長にお願いしたいんですが、町負担金の増額は確かに厳しいと思います。これは今、どんどん事業が増えていって町財源が厳しい、基金も減っているというような中でね、それに増額させるということは本当にいいにくいことでございますけれども、隊員の体力や健康、住民の生命に関わることであり、財政をこじ開けてでもまず、1人、そして年おいてもう1人ぐらいの定数増による新規採用を求めたい。条例改定への町長の英断を求めたいが、町長いかがでしょうか。これが12番目の質問でございます。

それから同じ消防のことについてお聞きしますけれども、13番目です。消防装備備品費の購入費が20万円上がっておりますが、それでガスマスクの購入を求めるという質問でございます。この購入備品とは何か。特定されて上げているものか、あるいはその年間何が出てもいいける対応のために上げているのか少し分かりませんが、ガスマスクの配備を要請されました。この間の海の駅の火事の際にもそれはだいぶ害があつたようです。一部の方は持っているようですけれども、全員に欲しいという要望でございます。今後は家屋や化学薬品火災の場合、悪臭及び有害ガスを発生させ消防団員を悩ませておりますが、全団員に充るようガスマスクの配備を求めたいという質問でございます。

それからもう一つお聞きしておきますが、消火栓設置費用30万円が計上されておりますね。これは以前にもお願いしましたこの議会で、高齢者住宅の防火水槽を取壊し、高齢者住宅を建てるときにその敷地内にあつた防火水槽を壊してそこに高齢者住宅を建てているんですが、その代替となる防火水槽に替わる消火栓をお願いという消防からの要望があつて、執行部は検討するというところで今まだ確定はいただいておりませ

んけれども、その費用なのかという質問でございます。場所はどこに決定したのか、お聞きしたいと思います。もしそうであればですね、今回の30万円がその場所の消火栓に使われるというのであれば、場所が決まったならばお聞かせ願いたいと思います。

それから14番目に防災費7,422万4千円の事業についてお聞きしたいと思います。東北の被害を教訓に各自が逃げるという意味のてんでんことということが一時、はやりましたね。それぞれがそれぞれ、人をほっちょけとはいいませんけれども、人のことよりも、自分が逃げると、てんでん逃げると、こういうことはやったことがあります、私は反対でございました。なぜかといいますと東北の時、テレビなんか見えていますと、ある自衛隊の一隊員がですね、波の中何人もの人を救助してまた入っていったと、人が止めているのにまた行って、また5人か10人か忘れましたが、人を救ったというそういう映像を見ました。確かに絶対無理なことはしてはいきません。もう来るのわかって戻るといようなことは駄目ですけれども、できれば介助、共助というのはこれは人として当たり前のことだと思うんですよね。この気持がなくなったら大変だと思います。そのためにも介助の必要な方には車椅子、車椅子ではなくても構んですが、要するにその方を積んで運べるというような手立て、それをできないか。例えば家の入口などにそれを常時、置いておいて、そしていざのときには普段からの計画を立てておいて、その計画どおり自主防災組織の方たちがそれを使って介助、共助して逃げてあげる、逃げていくと、こういうことをできないか。そういう体制を作っていただけないかということでございます。これはどこの担当になるかわかりませんが、お聞きしたいと思います。そしてそうした具体的な避難体制などを固めるためにも、2分の1の補助がある県地域防災対策総合補助金を使って一度、至急に町内全自主防災組織の責任者に集合願って、東洋町自主防災組織の連合会や避難所ごとの自主防災組織の立ち上げ、介助避難の在り方、避難倉庫や避難路の管理、高台移転などの可否などを引くるめてですね、町全体の防災あるいは復興等について検討してもらったらどうかという提案でございます。これは自主防災組織からの自発的なそういう動きを待つのではなくて、町が主導して、もちろん自主防災組織ですから命令はできませんけれども、話し合っってそういう体制を整える。そういう一つの検討会をとってもらえないかと、こういうことでございます。それから介護施設入所者の問題について少し、避難計画について少しお聞きしておきます。例えば東洋町の緑風会

施設には現在、入所者や通所者、職員も含めて一番多いときで約45人ほどおられます。避難場所として泉谷の山を想定しておると聞きました。泉谷というのはどういいますか、玉泉寺の裏になるんですか。個人的な話をいうたらいきませんけれども、私の家が建っている上の山でございますが、そこを想定しているようです。しかしながら、時間的にも、体力的にも歩いて逃げることは厳しいため車で逃げる訓練をしていると、こう担当職員さんから聞きました。車で避難できる人はいいですがけれども、それさえも困難な方、時間的な制約の中でですね、そうなったときに一つの提案でございますが、テレビで見ました、四国運輸局の救急箱舟ですよ、ノアの箱舟とも言われているようですけれども、そういう物を敷地内に置いて車で逃げる方は逃げる、どうしてもそれが間に合わない方はそういう物を使ってでも命は守ってあげると、こういうことができなにか。そういうことを今、いう緑風会と町長、お話しして、町と話をさせていただけないか、という質問でございます。入所者、通所者の保護責任がどこにあるのかということは、私は法的には知りません。まだ勉強しておりませんが、東洋町の住民であり、町も何らかの手立てを惜しんではいけないと思います。理事長から町長と会って話をしたいと、こう希望を聞いておりますので是非一度、町長会っていただきたいなと思っておりますがいかがでしょうか。

それから4つ目にサーファーの避難についてもどうでしょうかね、町としてどう考えておられるか、生見は案外津波到達時間が十分にあって、サーフィンしていても逃げれるかなという想定はしておりますけれども、波上がって、それから上へ上がって、浜上がって、あの熱い浜を走っていく、それから山へ逃げる、あるいは避難所へ逃げる、それで15分、20分で行けるかなという心配がありますが、そういうサーファーの避難についてもできればサーファーのそういう会と一度、行政と話合いの場をもっていただきたいなという考えでございます。よろしく願いしたいと思います。

真水製造器が購入、(自席より、議長、ちゃんとケジメをつけてもらって下さい。さらりっとじゃなしにやっぱりこれは一般質問でやるべきやとの発言あり。)

議長

(小野 正路議長)

田島議員に問いかけます。説明の趣旨は分かりますが、簡潔に。(議席より、そのために通告してあるんやろの発言あり。) そういうことじ

やなしに簡潔に。(議席より、そういうことをガタガタ言うんではなくてね、議運の中でたたいてもらった結構なんですよとの発言あり。)

区切りがいいのでここでトイレ休憩をします。再開は10時45分、15分間、休憩します。

(休憩時間：10時30分)

休憩前に引き続き会議を開きます。7番、田島毅三夫君。

(再開時間：10時45分)

7番議員

(田島 毅三夫君)

それでは休憩前に引き続いて質問させていただきます。休憩前にちょっとありました、この15番の真水製造器購入費の非計上については取り下げ致します。これを取り下げておいて番号はそのままいかせてもらいます。

16番、津波避難広場、防災倉庫設置費用155万3千円についてお聞きしたいと思います。防災倉庫、備品、防災機器のみですね、これは防災倉庫の中、ちょっとこの間、置いてある目録といいますか、備品の品目を聞いたところ、こういうやはりその防災倉庫の中には食料や飲料水が置かれていないと、こう聞いております。これはどういうことでしょうか。こういう飲料あるいは食料品については町が対応するのか、あるいは今いう自主防災組織あるいは住民さんの方でするものか、そこは決まっておりますか。おれば聞きたいと思います。他町でもですね、こういうこともありましたね、備蓄したその食料や飲料水は賞味期限の前にですね、例えば5月の1日、5月の末が賞味期限であれば5月の始めぐらいのちょっと前にそれを売って、そして安く販売して、その費用をもって次の物、新しい物に買い替えると、こういうことを新聞でも見ましたが、そういうことですね、順次、常時、その防災倉庫の中にそういう一時的な、緊急的な食料あるいは水というのは置いておかなければいけないのではないかと、こう思うんですが、行政の執行部の考えをお聞きしたいと思います。それからですね、これは前にも、もうだいぶんなるな、半年なるかな、担当職員さんをお願いして分かりましたという返事はもらっているんですが、いまだにまだ改善されておられませんので再びお聞きしますが、人工地盤や避難タワーに海拔の表示、この屋上はどれくらい、2階はどれくらい、その都度の表示、それからどういたします

か、収容人数、そういうものの表示をして下さいと、大きな看板で分かりやすくですね、四方全部というわけにはいかないかもしれませんが、できれば周りの人から常時、見えるような状態の表示をしていただけないかと。そういう要望でございます。それからできれば倉庫の前かどこかにその海拔や備蓄品目、それから管理責任者の名前ですよね、この間もある地区の方に鍵が誰が持っているか分からないと、こういう苦情もありました。びっくりしたんですが、こういうこともやはり自主防災組織なり、あるいは区の中です、カチッと話し合いをしていただいて、一つでなくて、あるいは3つ、4つあるいはもっと多くても構わないと思いますが、万が一のときにはさっと開けられるようなね、そういう体制をできれば指示ないし主導とまではいいませんが、町の方からお願いしたらどうでしょうかという質問でございます。

それから17番目になります。本年度の避難訓練はね、この県総合防災避難訓練のみ行うということになっておりますね。予算書には。これもまたブーイングが出るかも分かりませんが、町独自の防災避難訓練は予定されていないのか。これは県の総合防災避難だけで終わるんですか。しかし、これは予算が、ただほんなに消耗品とかいうようなもんしか出ておりませんが、そのところをお聞きしたいと思います。それが17番目でございます。

これは18番目、最後になります。環境衛生及び清掃費などで旧工場跡地の化学薬品撤去を求める件ということでございますが、これも今、議長と話し合いをしました。これは住民関心の強いことでもあり、できれば6月議会で一般質問で回せないかという話がありました。そういうことに致しますので私の質問は以上で終わります。

議長

(小野 正路議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答え致します。かなり予算質疑とかけ離れた内容もございますけれども、予算質疑として答えられる範囲で答えを致したいと思います。

1番目でございます。160円になったらという数字の発言は、私はしてはおりません。何らかの対策はというようなことは以前にもお答えしたと思っております。もともとこの譲与税はですね、道路財源として

の目的税から一般財源化されたものでございます。暫定税率は現在も残っているところでございます。ご提言は、ご提言としてですね、今後に参考にさせていただきたいと思っておりますが、現時点ではご提言の案につきましてはですね、まだ考えてはおりません。

それと2番目でございます。これは予算計上にされていないものでございますので、質疑対象にはならないというふうに考えております。

3番目でございます。高齢者住宅についてでございますが、1番目については所管課の方からのちほど答弁を致します。2番の部分につきましては質疑ではないというふうに考えております。

それから5番でございますが、地区連絡員の139万円でございます。これはですね、町発行の広報ですが、これは2カ月に1度の発行でしかないということでございます。以前はその合間にですね、隔月には議会だよりが発行されていた時期もございまして、毎月のチラシにも活用できていたわけでございます。緊急連絡につきましては今後は告知端末器の普及もございまして、活用していきたいというふうに考えております。またのちほど副町長の方から答弁があると思っております。

それから7番目でございます。私の方から7番目でございます。特別職退職手当の廃止の件でございますが、ここの箇所ですね、前町長と同じくという箇所でございますけれども、前町長は退職金はですね、堂々といただいております。町独自の廃止という考えは今のところもっておりません。その他の件につきましては質疑ではなく一般質問でお願いしたいと思います。

11番目でございますが、保育の飛散防止フィルムでございます。これは補助対象であればですね、順次、整備していきたいというふうに考えておりますが、補助メニューが現在、保育のみだということでございましてまず、保育を先にやるということでございます。それと町内業者への発注が可能ならばそうしたいというふうに私も考えておりますけれども、何か専門的な技術が必要だというふうにも聞いております。他の施設についてはですね、予算の許せる範囲で順次、検討していきたいと考えておりますのでご理解を願いたいと思っております。

それから12番目でございます。ご指摘のとおりですね、これは新陳代謝の促進という意味合いでのご提案には同意する部分もございましてけれども、確かに今後の大きな課題になってくるとということには相違はないということでございます。室戸市においても本庁職員への人事交流という形で対処しているというふうにもお聞きしております。室戸市とも

協議しながら人員配置について、また町の新規採用についても今後、検討はしていかなければならないというふうに考えております。

14番目でございますが、これもですね、予算額に対する質疑ではないというふうに判断致します。これはですね、総事業費的な金額でございます。例えば予算総額だけを書いておけばですね、全科目、全費目について何でも質疑ができるというふうに解釈されますので、これは一般質問の方でお願いしたいというふうに思います。私の方からは以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

蛭子包括支援センター局長。

地域包括
支援セン
ター事務
局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

私の方からは3の1についてお答えを致します。高齢者集合住宅使用料28万8千円の根拠でございますが、月額8,000円掛ける12カ月掛ける3人分で計上をしております。これは短期に入所される方もおられますのでこのように計上しております。次に2月末の収入金額ですが、これは短期入居者分も含めまして9万8,000円、今現在なっております。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

産業建設課長。

産業建設
課長

(光本 速雄産業建設課長)

田島議員さんの質問にお答えします。4番になります。産業推進総合支援事業補助金1,100万5千円の事業の内容についてですが、この事業につきましては土佐備長炭生産組合に対しまして補助するものであります。内容につきましては炭窯を4基、フォークリフト1台、PR用のパンフレット等を作成するものであります。特用林産の就業支援事業補助金540万円につきましては、新規就業者3名を受入れまして、2年間の研修を受けてもらう事業であります。それから土佐備長炭の組合ですけれども、室戸市と東洋町の炭の生産者で作る組織でありまして、16名の加入者であります。炭窯につきましては合計で21基あります。年間の生産量は550トンを生産しておりまして、原木の仕入れ先につきましては年間、高知の大月から1,700トン、愛媛県の宇和島から

1, 000トン、徳島県由岐町で1, 800トン、その他で100トン合計で4, 600トンの原木を仕入れております。原木につきましては安定的な供給がされておりました、関東、関西の間屋、各1社でありますけれども需要もあり、町の基幹産業としては十分だと考えております。以上です。

議長

(小野 正路議長)
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

私の方からは大きい10番の民生委員協議会の予算の関係でお答えしたいと思います。まず、順番に1、2、3と説明をしていきたいと思っております。まず、1の件ですけれども、これについては一応、事務局を通じてお話ししております。それとですね、先日、事務局の方へどういう話合いが行われましたかという問い合わせをしましたところ、2月上旬に定例会をもつ予定であったけれども、日程の都合上ですね、3月22日に変更になったと。そこで視察のこと、あるいは地区懇談会でのことについては話合いもされますという答えをいただいております。それと2の方ですけれども、研修内容等についてはですが、研修内容としてはですね、福祉マップの作成の視察研修が主体として行ってきましたという答えをいただいております。それと予備的にですね、研修してきたのは買い物支援についての視察をしてきたと。なお、これは先方の社会福祉協議会がやっておりますというように返答をいただいております。次にレポートとか意見の関係なんですけれども、これにつきましては民協の方は町とは全く別の組織でありますので、町としてですね、お答えできるものではないということでお答えをしておきます。以上です。

議長

(小野 正路議長)
奈良崎総務課長。

総務課長

(奈良崎 幸一総務課長)

私の方からは6番、8番、それから13番、それから14番の4、それで16番、それと17番の質問にお答え致します。最初に6番目の職員等住宅使用料60万円についてでございます。1番目に職員住宅の一般住民貸付問題はどうか改善されたかということでございます。これにつ

きましては、今月31日に明渡しをしていただくことになっております。2番目に入居資格の明確な規定を作るようにでございますが、これにつきましては東洋町職員住宅の設置及び管理に関する規則に第2条第1号、職員、町から給与を受けている者並びに町が委託し、町の産業振興や活性化等の業務に従事する者と規則で明確に定められております。また4月より入居希望の職員が3名申込みが出ておりますので今後、このようなことは起こらないと考えております。

8番目の方の阿佐東線DMVの調査費150万円についてでございます。2月に行った視察でございます。視察は2月19日にJR北海道穂工場視察見学を徳島県庁、南部民局、海陽町、阿佐海岸鉄道株式会社、海陽町商工会の計8名の方が参加して実施されました。概要は工場内の線路を利用し、道路走行モードからモードインターチェンジを経て線路モードへの一連の流れを車内外から見学し、体験をするとともにDMVの開発の経緯、今後の取組等について説明を受けてきたと聞いております。報告書については出ておりません。いただいておりません。田島議員にはJR北海道で営業運行しているという話をしましたが、JR北海道ではDMVを開発し、実行化に向けて車体改良を行い、車両の製造販売を開始するために、営業運転に関する技術の蓄積やビジネスモデルとしての構築などに取組んで準備をしているとのことでございます。私の方の勘違いをしまして申し訳ありませんでした。これにつきましては謝っておきます。今回の調査内容につきましては1,500万円のうちの町負担が150万円でございます。これは線区の大半が架空構造であります。阿佐東線においてDMV運行を実現するための施設改築基本計画を策定するものであります。道路とのアプローチや方向転換の方式、車両の乗り降りの位置やホームの形状、測量や地質に関する現地調査などを海部駅、穴喰駅、甲浦駅の3駅を中心に調査を行います。

続きまして13をお願い致します。13の消防装備備品購入費20万円についてでございます。これ1番につきましては、消防団員からの要請につきましては消防団幹部会で協議を行ってから要求が出てきております。要求があれば検討したいと考えております。2番目の消火栓設置につきましては場所は決まっております。設置場所につきましてはこれも消防団と協議をして実施していきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

14番の4でございます。サーファーの避難についてどう考えておるかということでございます。これは徳島県サーフィン連盟から生見サ

ーフィンビーチ利用者の津波避難場所の指定について要請がありましたので今年度、作成している津波避難場所マップへ掲載しております。また25年度に津波避難場所を示す誘導看板を生見サーフィンビーチ内へ5箇所設置する計画になっております。

16番目でございます。津波避難場所防災倉庫設置費155万3千円についてでございます。1番目につきましては、各地区の津波避難場所に整備しました防災倉庫につきましては、避難場所の維持管理災害時の一時的な、避難時に想定しての必要な資機材あるいは救助用の資機材を整備しております。今後は長期避難生活可能な津波避難場所を整備し、そこへ防災備蓄倉庫を建築し、その中へ食料、水を備蓄することを計画しておりますが、その備蓄品を通常、どのくらい確保していくかを定めていく段階でありますので今、販売して新たな備蓄品を購入していくといったシステムについては現段階では考えておりません。なお、災害時に避難する際の負担にならない程度の食料や水については、住民の方々にもお願いをしておる次第でございます。2番目につきまして津波避難タワーを含めて町内の道路や公共施設へ41箇所、海拔表示看板を設置しております。今後、食料や水、毛布といった備蓄品の設備を計画しておりますが、その設備状況を踏まえ防災資機材の場所などについては、広報やホームページで情報提供していく必要があると考えておりますが、倉庫の鍵の保管者については各自主防災組織へ管理をお願いしておりますので、その点をご理解のほどよろしくお願い致します。

17番につきまして、防災避難訓練についてでございます。この費用につきましては、多分、96ページに県総合防災訓練機材借上料10万と97ページに防災避難訓練災害保険料5千円、この2つがあります。これにつきまして説明させていただきます。高知県総合防災訓練は県下を4流域に分けて毎年、開催しております。平成25年度については安芸郡市の流域で開催することから、開催に係る機材借上料として計上しております。保険料と致しましては町の主催する防災訓練について掛けております。町主催の防災訓練につきましては例年どおり9月の県下一斉の津波避難訓練を計画しております。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

こういうやはり質問項目になっております。これは厳しくいえば一つ一つの質問項目とその計上されている金額、予算等については合わないかも知らん。しかしながら、その全体のね、例えば消防費あるいは防災ということになれば全体のものになるわけですから、その中でのある程度のものは認めていただきたい。そうでない全てこの一般質問に回せというのであれば、またこれは議運で諮りますけれども、1人当たり2時間ぐらいのですね、時間をいただきたい。そうしなければとてもこれは間に合わないと思います。確かに質問が多いのはお詫び、お詫びすることはないけれども、確かにのごっておりますが、(以降、不穩当のため削除する。)

議長

(小野 正路議長)

一回、運営委員会で検討をしていただくように要望はする予定をしております。続けて下さい。

7番議員

(田島 毅三夫君)

もっとこう詳しく、この関連もお聞かせ願いたかったんですけどもね。私が3番目の高齢者住宅について私が言ったのは、この28万8千円しか上がっていない、この計上根拠を教えてくださいと、出してくれと、こういう質問だったんですよ。なぜ去年が17万なんぼやったですか、同じ1人で、それが今年について28万8千円上がっているから、それを出して下さいという質問やったんですが、もし何かあれば再答の中でご説明願いたいと思います。こういうことがね、今後ずっと、これが老朽化して耐用年数が来るまで数十年の間、こういうことが続いていくことになれば大変なことだということです。ふるさと雇用の県補助金のあった間はよかったです、それはよかったということはないけれど、国民の税金ですから。しかしながら、町単独になった去年ぐらいから、去年からですね、全部、町単独費用で賄ってるわけですからね、これは今後、何十年も続いたら大変なんですよ。それに対するひとつの対策を聞いていると。その取っ掛かりとしてこの28万8千円の計上根拠をお聞きしたいと思います。

それから炭の問題についてはこれは確かに東洋町において今ね、漁業も農業も本当にどんどん寂れていっている中で今、この林業の方で孤軍奮闘されているということはこれは大きな朗報やと思うんですよ。ただこれがどんどん、どんどん、もっと、もっと発展していったらね、町の林

業あるいは町全体を支えられるようなそういう大きな産業に育っていったらいい、そういう意味からの質問でございましたが了解致します。

それから地区連絡員のことについてお聞きします。副町長から答弁があるということで待っておりましたんですが、それが抜けましたので改めて再問の中で副町長から、今、町長からそういうときに、副町長の方からもう一度、聞いて、もし問題があればまた、再々問さしていただきます。

それから職員住宅の問題については、これはやはりカチッと規約があるから大丈夫ですと、そういうことやったんですがね、ところがなぜこういう規定のカチッとしてくれと言ったのは、現町長は大丈夫でございますけれども、その代わりそういう想定外が起こる恐れがあるんでね、そこで線引きをカチッとしていただきたいということやったんですが、それはもうこういうことは二度と起こらないでしょうという返答がございました。そういうようにカチッと執行部、行政の方で歯止めを掛けていただきたいと思います。

それからこの常備消防の人員費あるいは人数についてはですね、これは確かにそれは今、即という返答にはならんということは自分なりに考えておりました。しかしながら、これをそのまま放置することにもならないわけです。したら大変なことにもなります。これはまず、そのうちということではなくて、本当に喫緊、緊急にですね、やはり執行部の方で何らかの対応を考えていただきたい。そういう検討に入っていただきたいとお願いして終わっておきます。

それからこの13番目の消防の装備備品等についてでございますが、この要求があれば行うという返事をいただきました。その方が、私が聞いた方がその今いう本部の方にどういう言い方されるか分かりませんが、できればそういうことも行政の方から、もしなければ投げ掛けをしてもらいたいなと思うんですよ、総会の中でその方がどういう発言されるのか分からない。もしそれが本当にそういうことで困っておるのであれば町の方からもひとつ声を掛けてあげていただきたいと思います。

それから場所は検討中、その今いう高齢者住宅のところの消火栓については場所は検討中という話を聞きました。もう検討して1年、2年にはならんか、なっております。至急、この大変なこの防災、防火ということは消火ということに関わりますので至急、検討してあげてください。これをお願いしておきます。

それから後先になりました、7番の特別職の手当の廃止を求める件について少し後戻りしますがよろしくお願い致します。再問さしていただきます。この問題は確かにそれはね、ここの中では問題にならないかということでございますけれども、しかし、特別職退職手当というのが今いう4,447万8千円計上されているんですよ。だからそれについて廃止あるいは減額を求めるのはこの予算の中で、この会計の中ではできませんか、議長、ちょっと休憩を取ってもうてもえいが、この私の質問が的を外れているかどうかということです。この特別職退職手当の負担金がですね、4,447万8千円出ているんですよ。それに関してこれを廃止あるいは減額せいという質問が的を外れていますか。

議長

(小野 正路議長)

休憩します。その場でおって下さい。

(休憩時間：11時21分)

(この質問が一般質問の対象なのかどうかの確認をした)

休憩前に引き続き会議を開きます。7番、田島毅三夫君。続けて下さい。

(再開時間：11時24分)

7番議員

(田島 毅三夫君)

このですね、8番、阿佐東線についてお聞きしておきます。再確認しておきますけれども、こういう順次、順次今いう調査費とか、あるいは実証費とか、実験費とかということで予算が注ぎ込んでいっているんですよ。これは私は大変なことやと思って、そのもの自体が、システム自体がおかしいという考えを持っております。無駄なもんやと。その中で私達、我々議会は入れないんですよ、その協議の中にね、だからその協議の中に入れていただければ、以前から、前の町長時代から言よったけれども、もっと前から言よったけれども、我々議会もその協議会の中に入れて下さいと。そこで我々の意見を言わしてもらおう。そう言うけど、どうしてもそれが前へ進まない。そこで仕方なくここでいうことになるんですがね、大変な予算絡むことですから、今後、それが調査をどんどんしてまた、1回で終わるか、2回で終わるか分かりませんが、注ぎ込んでいってその都度、その協議会の中で決定するとは思いますが、そういうことに決定する時点では我々議会の意見も反映できる

ような場をもってもらいたい、意見を聴いてもらう場をもってもらいたい。そやないとそういう行政と向こうの執行部だけで決めて、それをどんどん進めていくというやり方にはね、我々住民代表としてはこれは納得できない。お金を使うことについては、利便性の悪いことについては。これを執行部にくれぐれもお願いしておきたいと思います。

それから民生委員会のこの研修については、私が言っていたのはそういうものをね、行った、こういうことを行ったとのことで、3月22日に総会を開かれるというので、そこではたたいてくれるとは思いますがけれども、その研修に行ったそういうものを、視察を参考にして東洋町の民生協議会としてはどうするかということをしてここで作っていただきたいということなんです。それからこれは民生協議会は町と、行政と離れた機関だからそこまで言えないと、こういう話がありました。だから私は議会も含めてという言い方したんですが、議会を含めて、その農業委員会も、またそれになるかも分かりませんが、要するに町からお金の出ている、補助金等の出ている各種団体がそういうことをした場合は必ずそれは報告をすると、それを自分たちの会の中でそれを視察、研修した結果を踏まえてどのように対応するかというところまで決めて町の方に提出していただきたい。そして私達はそれを見てまた、いろいろ考えたいと思いますので、そのことだけよろしくお願いしておきたいと思います。

それからこの防災計画についても一般質問に回せということでございますのでそう致しますけれども、けれどもこの防災についてはね、もうなるべく早く、もうまず、高台に公共施設を移転させるという、もうその第一義的、町の方針としていただいて、ほんで執行部も、行政執行部も、また議会も引くくめて検討の場を作っていただきたい。これをお願いしたいと思いますが、町長の考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

それからこの16番目については41箇所ある避難所、避難タワーそういうものについては課長の方からそういう表示はできているとこう言われました。私が言っているのはそういう表示でなくて、例えば白浜の人工地盤、白浜の避難タワー、小池の避難タワーそういうものにその海拔やら、あるいは収容人数等を書いた、分かりやすい看板をお願いしたいということなんです。今日現在、それができてません。だからお願いしているんですが、今後やるものであるかお聞かせ願いたいと思います。

それからこの防災避難訓練については9月1日になりますが、日にちはまだ分かりませんが、それに合わせて町も行うということでございます。そういうことですので、そのときの予算が余ってから質問しても構いんですが、できればこの避難訓練についても私は避難所の自主防災組織を作って、そこに避難所ごとに避難するという体制をそれまでに固めてもらいたい。町の避難訓練が行われるまでに固めてもらいたい。そして今年の避難訓練からそこへ逃げるようにしてもらいたいというお願いでございます。お願いがいかんというのやったら考えをお聞かせ願いたいと思います。それで以上になります。(自席より、議長、休憩を取って下さいとの発言あり。)

議長

(小野 正路議長)

休憩します。

(休憩時間：11時31分)

(田島議員の発言の削除を求めることを確認する。)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開時間：13時20分)

休会前の議論も含めて議長の発言を許してもらいたいと思います。全体的に不穏当な言葉だと田島議員の発言を感じております。でもってその言葉を削除さしていただきたいというふうに思いますが、田島議員それでいいですか。(議席より、それは会の前段で話合いするという約束じゃなかったのですか。それではもうひとつ聞いておくが、それじゃどこからどこまで削除するんで。わしが言うたんは、今いうようにもう一遍、テープみてもうたらわかるけどもね、3カ月に一度の議会の中でね、1年に一遍のそういうその当初予算あるいは決算書はね、質疑がないというところから全部やるつもりかいとの発言あり。) その誰もやらないと。(議席より、その分だけかいとの発言あり。) そう。だからそのところで、それは一個人の問題ではないんです。高島議員が発言した、全体の、おたく除けて全体の議員の問題であると、こういうふうに解釈してもらいます。(議席より、それは昼休み中に皆に聴き取ったということかいとの発言あり。) そんなことは僕がしたか、せんかということはその言葉出しません。(議席より、ただ議長ね、一つだけ確認しておきたいが、そういうことを議会の、議長の権限でそういうことを止めた

ということであればね、これはね、住民さんがどう判断するかしらんけれどもね、議会の権限というか、権威というかそういうことまで問題が起こってきますよ、それだけいうときます。以上です。結構です。やって下さいとの発言あり。) ということで、削除させていただきますので。答弁いきますか。残ってましたね答弁。(議席より、再々問でもう一遍やるかとの発言あり。) 再問で、きてますので。大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

田島さんの質問の地区連絡員の関係でございます。緊急チラシの配布につきましては田島議員指摘のとおり、広報配布時以外は新聞の折り込みで対応してきたところでございます。議員にはその都度、お世話になりました。すいません。ありがとうございました。情報が住民全戸に公平に伝わらないという点につきましては、町としても対応策を協議してきたところでございます。結果ですね、基本的には区長さんをお願いしたいというふうに考えております。それ以外の対応としましては従来どおりになるかもしれませんが、新聞折り込みと同時にチラシを掲示板に張り出す。公民館等の町公共施設に据え置く。IP告知放送等を利用する、これは緊急な場合だけに限りますが、それと町ホームページに掲載する。海の駅が完成すればその施設も利用したいというふうに考えてます。以上です。

議長

(小野 正路議長)

蛭子事務局長。

地域包括
支援セン
ター事務
局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

私の方から高齢者集合住宅の使用料についての件などですが、前年度の予算は1人当たり2万円を基本として使用料を算定しておりましたが、今年度はいままで入居された方の実績を見まして。平均的な金額ということで1人当たり8,000円に減額をして計上させてもらっておりますので、去年よりは予算で減額となっております。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

奈良崎総務課長。

総務課長

(奈良崎 幸一総務課長)

再問にお答え致します。私の方からはタワーの表示という形ですけど、その前に私、答弁の中で41箇所と言いましたが、これ51箇所ということで訂正させていただきます。51箇所の海拔表示看板を設置しておりますということで訂正をさせていただきます。これにつきましても、タワーにつきましても全部、海拔表示はしております。人工地盤につきましても詳しく県の方で表示してあります。うちのタワーにつきましてもは収容人員という形を表示はしておりません。それはイコール定員数かという話なっては困りますので、これはあくまでも想定の中で人員を決定をして、規模的にタワーを決めてありますので、収容人員という形じゃなくして、そういうこともありますので、今のところ細かい表示までの表示は考えておりません。それで避難場所につきましてもは避難倉庫にはそういう海拔表示はしておりません。ただ倉庫には防災何とか倉庫というような名前を付けてそこには書いてあります。あと公共施設等について全部、海拔表示はできておると思いますのでその点はよろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

最後の質問をさせていただきます。順番にいきますけれども、地方揮発油譲与税のこのガソリン代について、町が助成できないかという質問でございましたけれども、町長の方からは今後、検討したいと、そういうときがくれば検討したい、そういうことだと思いますが、そういうことを参考にして検討したい言うたんか、これは大事なところやね、どない言うたかね、参考して計上する言うたんかね、検討する言うたんか。そういうニュアンスで聞きました。そこでちょっとお聞きしたいんですが、今後、この今いう問題をこの燃料系、自動車系の税金を使ってね、安くするということがそのことを参考にできるという、どういうときに参考にするのか、ちつとしつこいようですけども、その意味をね、参考の意味をお聞きしたい。例えばどういう状態になったときにこれを参考にして助成していくのかということなんです。ただ口答で今、今後、参考として検討したいと、こういう返事がございましたけれども、どういう状況になったら参考にそれを計上していくのか、助成していく

のか、そこのところをもう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

それからこの3番目でございますが、高齢者住宅の先ほど局長から説明がありましたが、私が言っているのはそうじゃないんですよ。確かに91万円、24年度の計上は、当初予算で計上されました。それが28万8千円に減っていると、私はそれを問題にしているのではないんです。実質、23年度が17万、ほんで今年はちょっと分かりません。同じ人数的に1人しか入居していない。ほんで去年までは1人、2万円、月、2万円という計算でしたか、2万円これは月ですか、年ですか、月ですよ、まさか。計算したんは8,000円になったから減額された。そうじゃなしにうちは去年1人で、一昨年も1人で17万しか上がっていないのに、今年28万円に上がった根拠を教えてくださいと、こう言っているんです。もう一度、答弁お願い致します。

それからですね、連絡員の問題についてもお聞きしますけれども、今、副町長から2点あるいは3点こういうことをしたいという、こういうお願いをしたいという説明がありましたが、それがうちは不公平だと言っているんです。その端末を使えとかね、あるいは防災無線を使えとか、そういうその掲示板に張り出します、誰が見に行くんですかそれをね、どうして見に行かんといかんのですか、そういうことを不公平だからそれを是正して下さいと、これは1年越しのお願いになっているんですけれどもね、それでも行けない人は私が配らんといけないんですか。いやですよ私は。だから私が言よんのは例えばですね、リ・ポルトの例を引いたらいきませんけれども、例えばああいう形のね、部落連絡員さんが、区の連絡員さんが運んでいただけないその間の緊急の広報については一回、30円、1戸当たり30円、これは仮にですよ、を計上してね、1回、1,600世帯あるとしたら約5万円になるんですが、それが20回として100万円、30回で150万円になりますが、どうしてもその全戸が配布ができないということであれば、こういうそのことを一遍、検討してもらえないか、部落連絡員さんの制度をやめて、そのリ・ポルトが当時、配達員さんに配ってもらいよった形の専用と、専属というか、そういう人をその都度、雇っていただいて1回いくらかでね、戸数割でもいい、それはいろいろあると思いますが、そういうような、要するに全住民さんに町情報が漏れなく配られるという改正、それを作っていただきたいと、こういうお願いをしているんですが、日にちがありません。4月1日からであればもう日にちがありません。今、ここで答弁がいただければ是非、いただきたいが、なければ至急、検討して4月1日から

は何らかの形で全戸配布できるようにしていただきたいということでございます。よろしくお願い致します。

それからですね、この民生協議会の報告ということについてちょっと反論がありました。それは確かにそれはそのとおりかも知りません。農業委員会にしても、教育委員会にしてもそういう行政の何と離れておりますからね、責任と離れておりますからそういう意味ではよく分かりますが、私が言っているのはその他のいろいろなもん、これは答弁がなかったのを再確認しておるんですが、町から出ている補助金に対する、もちろん補助金交付規定の中には申告するとき、申請するときには計画書も出さなければならない、中途報告もしなければならない、あるいは終わったあとで決算終了報告もしなければならないということは規定されておりますけれども、その中にその研修あるいはその視察に行ったときのね、趣旨やら何やら報告、行った結果を次のその自分たちのそのグループの活動にこう役立てていくというようなところまで、レポートはいただけないかという質問なんです。これは確かに厳しいと思いますけれども今後、検討していただきたい。これは答弁をいただけても構いませんが今後、25年度、検討していただきたい。よろしくお願いしておきます。

それからこの14番目の防災費について少しお聞きしたいと思います。私が言ったのはこういうそのですね、てんでんことというような逃げ方ではやはり漏れてくる方がいると、やっぱり体力的に、年齢的にね、どうしてもそれに漏れて逃げられない方が出てきたら大変でございますので、そのときのために介助の必要な方には車椅子などいろいろなもんがあると思いますが、そういうものを支援して入口に置いて、そんで自主防災組織のそういうメンバーが普段からの計画どおり、その方を積んで逃げれるような体制を作っただけませんかという質問なんです。答弁がなかったのを改めてお聞きしたいと思います。

それからですね、介護施設の避難体制について、方法についてできれば理事長と町長とお会いして話し合いをしてもらえないかと、こういうお願いをしましたが答弁がなかったのを町長の考えをお聞きしたいと思います。

最後にもう一つだけ聞いておきます。これも答弁がなかったのをひとつ聞いておきますが、17番の防災避難訓練についてでございますが、私が9月なり、そういう今年の東洋町の避難訓練の間までに避難所ごとの自主防災組織を立ち上げるように何かできないかと、そして9月のこ

の訓練のときにはその避難場所ごとの避難が、訓練ができるようにしていただけないかという質問をしたんですが返事がありませんでした。答弁をよろしくお願い致します。

議長 (小野 正路議長)
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)
お答え致しますが、予算額に対する質疑でございますので、佐竹議員もおっしゃっておりますけれども、質問と質疑は違いますのでひとつご理解をお願いしたいと思います。ご意見は、ご意見としてお伺いしておきます。以上です。

議長 (小野 正路議長)
光本住民課長。

住民課長 (光本 孔士住民課長)
民生委員協議会のことでもちょっとお答えをしますが、別組織ということも当然あります。ただ補助金と引き替えに条件付けということができるといえるのかどうかまでも考える必要があると思います。というのはもともと民生委員というのは厚生労働大臣の関係でありますので、そこまで可能かどうか検討せないけませんので、ちょっと保留にしたいと思っております。これについては。以上です。(議席より、総務課長からその他の分については説明してくれるのか、その他の、うちは別の委員会なりの分をお願いしてあるきんねとの発言あり。)

議長 (小野 正路議長)
蛭子局長。

地域包括支援センター事務局長 (蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)
今現在、高齢者集合住宅の件なんですけれども、1名が入居されておりますが、短期入所者がぼつぼつおられます。それで予算上3名計上しておりますので、できるだけ今後も多く入居していただけるように努力して参りたいと思いますのでよろしくお願い致します。

議長 (小野 正路議長)
大坂副町長。

副町長 (大坂 哲也副町長)
提案をさしていただいたんですけれども、それが不公平であるというふうなご提言をいただきました。4月1日からなので、早急にというようなことでご提言をいただきましたけれども、二重、三重。二重、三重というたら語弊がありますけれども、部落連絡員の報酬とそれ以外に経費が要るようになりますのでちょっと考えさせて、(議席より、部落連絡員をやめて、これを一本にとの発言あり。)それも含めて連絡員さんの部分もやめるといようなことも周知せないきませんのでね、そういうことについてはここでちょっと即答はできませんのでよろしくお願ひします。

議長 (小野 正路議長)
奈良崎総務課長。

総務課長 (奈良崎 幸一総務課長)
町の主催の防災訓練についてですけども、今のところ計画には9月の一斉の津波避難訓練を計画しております。その他にということでございますので、それにつきましては、またうちの担当と、また部内で協議してもって検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひ致します。以上です。

議長 (小野 正路議長)
田島毅三夫君の質疑が終わりました。他に質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより議案第16号、平成25年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を挙手により採決致します。総務及び産建委員長の報告は原案を可とするものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第17号、平成25年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号、平成25年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第18号、平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号、平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第19号、平成25年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号、平成25年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第20号、平成25年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

1問だけ質問さしてもらいます。この東洋町介護保険事業特別会計の中の、この介護予防関連事業費計3,374万円についてちょっとお聞きしたいのですが、内容についてですね。またブーイングが出るかも分かりませんが、高齢者の一番の不安というのはね、介護されるようになる、それを一番やっぱり不安に思って種々、いろいろ予防に努めているんです。その予防のために運動もしておるし、また各種団体等がいろいろなウォーキングやらいろいろやっております。それから食事療法やら、それから何いうんですか、健康食品ですか、そういうものをいろいろ飲んでですね、留意されております。ひとつの一番、これは今回の神山、私達が産建委員で神山に視察に行くという中に、何いいますか、上勝町のいろどりというものをひとつ入ったらどうですかという案が出ておるんですけど、そのようにですね、山菜やら地場産品をいろいろ採ってからそれを売っていると、こういうようなテレビに出てくる方が本当に年よりも若く見えてね、元気にね、はつらつとしてもっと、もっとがんばりたいというような声を聞くんですけれども、そういうそのお金を得ることに繋がるような介護予防に少し力を入れてもらえないか、こういう提案でございます。その活動自体が運動になって、体の運動ですね、更に収入に繋がれば喜びは増すし、その楽しみが生きがいとなっておりますね、また元気で長生きできると、こう思うんですが、そういうサイクルになるようにひとつどうですか、町営の貸農園なんかも作っていただくということにならないか、これはまた何か言われるかも分かりませんが、この今いう介護予防事業の中にですね、事業の中に今後、25年度の予算の中にそういうものに対応いただけないか、こういう質問でございます。それからもう一つは今いう、いつもいいますが、製品の加工所のことひとつ介護予防と引くくめて、引っ付けて連携させるようにして一つこの加工品の加工所を造っていただく、この2つのお願いでございますが町長の考えをお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答え致します。趣旨はよく理解できるわけですが、高齢者の生きがい活動としては効果が発揮できるものであると考えておりますけれども、反面、特定された人数になるような気も致します。この会計はですね、介護保険事業で実施しております予防施策は数多くの高齢者が自宅で自主的にできるように普及啓発をする意味合いが強い事業となっているところではあります。また百歳体操などは山菜採りでありますとか農作業、加工作業をしている高齢者でも不足する筋力を補うために実施するものでございます。ただいまですね、いろいろとご提案をいただきましたけれども、それはそれとしてですね、ご提言は、ご提言として承っておりますけれども、ここの介護保険事業会計では扱えないのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

田島毅三夫君の質疑が終わりました。ほかに質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号、平成25年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第21号、平成25年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

すいません。もうちょっとよろしくお願い致します。簡易水道特別会計について(議長より、いやそれじゃないです、今のそうじゃないですよ、まだですよと発言あり。)

議長

(小野 正路議長)

質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認

めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号、平成25年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第22号、平成25年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号、平成25年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第23号、平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

4件通告してあります。簡易水道施設の新設及び漏水防止災害対策についてという題で、この簡易水道特別会計についてお聞きしたいと思います。今回、59トンの貯水ができるように名留川地区の簡易水道施設を約7千万円で新設することになっております。健康のためにも喜ばしいことだと思っておりますが、これは震災対策といえますか、耐震性は大丈夫なんでしょうか。まず、これ一つ聞いておきます。それからずっと訴えてきたことなんでございますが、災害時、この万が一のときにですね、その今いう水道施設から取水できるようなそういう設備も、これに取り付けていただけないかという提案でございます。甲浦地区の分についてはこれは多分全滅、下の分はできて、そこからなかなか取水ができなくなると思いますので、こういう新設の場合にそこから直接、車の

タンクなり、タンクローリー車に汲取りできるような設備も付けてもらえないかという説明、できておれば結構ですけれどもお聞きしたいと思います。それから水質検査委託料が116万4千円計上されております。これは簡易水道分ですが、この検査は簡易水道になっておるんですけども、この簡易水道以外の飲料水供給施設が東洋町に6箇所あります。この6箇所についてはこの水質検査はやっておられるのかどうかお聞きして、もし万が一やっておられなければこの6箇所についても25年度からやっていただけないかという要望、質問でございますがいかがでしょうか。それから簡易水道の滅菌器の整備点検が31万5千円で計上されておりますが、やはりこれは飲料水供給施設にもこれは適応されておられるのかどうかお聞きしたいと思います。されていなければ今年中に何とかそれを対応していただけないかという質問でございます。それからこれはちょっとまたブーイングが出るかも分かりませんが、再問にしましょうか、再問にしたらいいですね。じゃ4番目に行きます。漏水調査委託料174万5千円が計上されております。これはどこの調査か、漏水調査と取替えのですね、その漏水調査をしてそこを古い旧管を新管に取替えるという計画でやっておりますが、東洋町全域の簡易水道の配管といいますか、パイプですか。その取替えはいつ完了できるのか。漏水が完全に止まるのかという質問でございます。それから量水器の位置図更新、保守管理委託料8万円計上されております。以前は問題が起こったときには、以前にですね、そのときはその量水器の結局、登録もされていない、把握もできていない、もちろん配管も把握できていないという状態で非常に困ったことがありました。そういう意味からも量水器、配管図などの登録はカチッとできておるのかどうか。今現在、東洋町の水道の、その事業の中でね、メーターです。量水器、メーター。それから各家庭あるいは本管、支管そういうものの配管図はどこまでカチッと把握できているのかお聞かせ願いたい。またできていなければ今後、どれぐらいのスパンでそれを完了させていくのか、計画ができておればお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)
光本産業建設課長。

産業建設
課長

(光本 速雄産業建設課長)
田島さんの質問にお答えしたいと思います。まず、名留川の簡易水道

の改良費のうち内容についてでございます。1番目で名留川地区の水道施設の件ですけれども、これにつきましては先ほども話がありました旧タンクの老朽に伴いまして、耐震性の問題もありますので、それから夏場の水の需要等に対応するために新設するものであります。今回の予算は事業費で7,093万9千円、補助対象額としまして5,234万8千円、補助率は40パーセントで2,093万9千円でございます。工事内容としましては送水管、これは50ミリですが、延長760メートル、配水池、これは鉄筋コンクリート造り1基、59立米、旧は36立米でございます。配管としましては150ミリ、延長380メートル、100ミリの配管を100メートルであります。それと電気設備1式となっております。続きまして災害時に住民に配水できるような設備ということでございますが、現在のこの概算の設計をしていますので、本設計のときに設計業者と給水バルブ等の検討します。地震時における配水管が破裂した場合、配水ができなくなります。また、配水池の水もすべて流出をしてしまいますので、緊急遮断弁の設置が急務となっております。緊急遮断弁につきましては地震を感知した場合に自動的に配水を遮断する装置でありまして、配水池では水が残るようなこととなります。配水本管の復旧工事が終わるまでの間、直接、配水池から節水することが可能になる装置であります。それと緊急遮断弁の設置費用につきましては1基当たり1,600万程度の費用が必要となります。今回の名留川地区の水道施設につきましては生活用水の確保、優先をしますので緊急遮断弁は設置をしない予定にしております。今後につきましては計画的に野根、甲浦、名留川地区の配水池の緊急遮断弁の設置を検討をしていきたいと思っております。2番につきまして、水質検査の委託料116万4千円の件ですけれども、これにつきましては、飲料水供給施設につきましては一般的な給水検査を年2回程度、実施できるか検討をしていきたいと考えております。簡易水道の滅菌器の整備点検の件ですけれども、飲料水の給水施設は5箇所ありまして、そのうち2箇所に滅菌器が設置をしております。管理につきましては地区の方をお願いをしております。残りの3基につきましてはまだ現在、付いておりませんが、地区住民と協議をしまして対応をしたいと思っております。3番目の漏水調査委託料174万5千円の件ですけれども、漏水調査の委託につきましては野根、甲浦地区の漏水調査を実施をします。名留川地区につきましては新管の取替えにつきまして、いつまでにとということでございますが、本管につきましては完了をしております。今回の名留川簡易水道の

改良工事に伴いまして、名留川地区の漏水調査も必要と思いますので検討をしたいと考えております。最後に、量水器の位置図の更新、保守管理委託料の件ですけれども、量水器につきましてはパソコンでデータ管理をしております。地図上に量水器の位置でありますとか、使用者の氏名、管理の番号を登録しまして、新規でありますとか変更、廃止等につきましては毎月、更新をして管理をしております。それから配水管のことですけれども、これにつきましては紙ベースで管理をしております。これにつきまして本管の配管の位置、止水弁の位置を表示をしております。断水でありますとか、漏水の復旧工事、電気、電話工事、電柱の設置等に利用をしております。新規の配管につきましてはその都度、記入をして管理をしております。以上です。

議長

(小野 正路議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

よく分かりました。2点お聞きしておきます。先ほど私が飲料水供給施設は6箇所と言ったんですが、今、課長の方から2箇所、2箇所の5箇所提示されました。もう1箇所、甲浦地区の奥にある、これは町の方では飲料水供給施設と認められてないのかどうか分かりませんが、そこで何軒かが飲料水として使用しておりますが、この分について同じ質問でございます。もし、分かっておればお聞きしたいと思っております。それからですね、朝の一般会計の質疑の中で一般質問に回すということで今回、止めたんですが、災害時に結局、その飲料水がないと、なくなるとこういうことで今、1基200万で真水製造機を購入しました。まだあと数基購入するということが計画しているようでございますが、こういうね、飲料水供給施設をそれに代替して使って下さいと、使ったらどうですかということなんです。そういう意味から先ほど言うた供給施設に直接、車あるいはそういう容器に入れられるようなね、できておればいいですが、もしできていなければそういう設備を付けていただけないかという質問です。そうしておけば私は真水製造機は要らないと思っておりますが、その2点お聞きしたいと思っております。

議員

(小野 正路議長)
産業建設課長。

産業建設
課長

(光本 速雄産業建設課長)

お答えします。飲料水供給施設としては5箇所ということで、もう1箇所につきましては、たぶん奥河内地区のことだと思います。それにつきましては地域の住民さんとまた協議をしまして、飲料水供給施設として、また県の補助事業等を導入できるかどうかということも含めて検討したいと思います。それと災害時につきましては先ほど言いました緊急遮断弁を付けることによりまして、配管が災害でありますとか、地震等で破裂した場合には一旦、タンクで止まりますので、それをまた先ほど言いました、給水バルブ等を付けることによりまして、そこから給水できるというようなことも考えていきたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)

田島毅三夫君の質疑が終わりました。他に質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり、) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり、) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号、平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第24号、平成25年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

どうもすみません。これで終わりますのでもう少し辛抱して下さい。観光施設特別会計について何点か質疑させていただきたいと思います。3つに分けます。というのは、一つは休養村、温浴施設についてということと、それから旅行村事業について、それからもう一つ駐車場シャワー施設管理事業費と、この3つに分けて質問させてもらいたいと思います。一つ目にですね、温浴施設事業では、今回の執行部の説明では大人は500円いただくと、入湯料ですね、それから小人250円で収入は225万円入ると、儲けられるとこういう説明を受けました。一方、支

出の方は1, 190万8千円と、この休養村に限って、仮にこういうことであれば予定どおり歳入、収入があったとしても単純計算では971万円の赤字が出るのであります。この赤字分をですね、一般会計から641万円、会計に疎い私ですので、もし計算が間違ごうちよつたら指摘して下さい。残りを生見駐車場収入で賄うと、こういう計画だと思えます。1, 000万近い赤字を後年度、継続して出すようならですよ、これがずっと今後、継続して経営していく上において、こういう1, 000万、約1千万という赤字が継続して計上されるようなら中止せえという、こういう住民さんの声を多々、聞いております。福祉事業については相当分の赤字は仕方がないと、これは私も考えております。しかし、基金残高が3億円を切った困窮町財政の中ではね、こうした商業的事業を継続するためには赤字をいかに抑えるか、費用対効果を最優先することが重要だと、こう思っております。何ら前回と変わらない。これは言い方悪いですね、そういう提示がないので、そのままそう言わせてもらいますけれども、計画が出てこないの、そう言わせてもらいますけれども、前回と変わらない漫然とした赤字垂れ流しの温浴施設再開には反対致したい、そう思います。このまま対策もせず、再開さすのか、町長の考えを聞きたいと思えます。それからこの金額では穴喰温泉の600円に近いんです。ほぼ同額、これ水道水では、これではなかなか対応できない、太刀打ちできない、こう思っております。そこで一つの提案でございますけれども、室戸の深層水を相当分入れた深層水温泉、そういうものを一つのアピールの材料としてどうでしょうかね。東洋町深層水入り温浴施設、名前いいですね、仮称ですけども、そういうことを一つ考えたらどうかと、こういう提案でございます。聞きますと、深層水は源水で塩辛い水ですね、源水で1トン当たり650円ぐらいと、こう聞いておりますので、そう大した、大きな支出にはならないと思えますので是非、考えていただきたいと思えます。それからまた重油などの燃料費として110万円計上されておりますが、当時より燃費は悠に高騰しておると思えます。そしてまた当時は木質燃料を多く使っておりました。それで約、あれは課長、100万円ぐらいでしたかな、それが今回、たった10万ぐらいのオーバーでね、いけるのかどうか。試算が甘いのではないかとこう思っておるんですが、そのところもお聞かせ願いたいと思えます。それから3つ目になりますが、サウナの問題がありました。これは当時の人からも、担当していた職員さんからも聞いたんですが、あまり入っていないと、サウナの利用客が少ないと。もしそういうコス

トダウンを図るならば是非、サウナを中止したらいいのにな、という声も聞いておりますが、その考えはないかどうかお聞きしたいと思います。もしサウナを止めたら、この水風呂の方も経費が浮いてくるのではないかと思いますがいかがでしょうか。それから4つ目になります。これは東洋町の分と温浴と対比して一つお願いしたいんですけども、央喰では年間チケット3万5,000円で販売しておりますね。1日平均、単純計算で100円になりますが、東洋町も住民には減額するというようなことは考えておられるかどうか、定期券の発行などのサービスを行う考えがあるかないかお聞かせ願いたいと思います。それから当時、私も何人もの方に聞いたんですが、一人暮らしの高齢者、そういう方からは非常に喜ばれておりました。一人で風呂を沸かしたら大変、高こうつきますので、そういう意味からでは自分が入りたいときに入りに行けるといことは非常に珍重といいますか、しておりました。そういう人には入場料の定額サービスというようなことも一つの選択肢といいますか、参考にさせていただけないかなと思うんですが、町長の考えをお聞きしたいと思います。最後になりますが、管理運営委託料という形で出ております。これは多分、1人誰かを雇って職員さんか誰かの委託料ということになるんかちょっと分かりませんが、どういう形の委託になるのか、これは臨時職員さん以外のその休養村の管理委託ということだと思んですが、そのことについて少しお聞かせ願いたい。それから臨時職員賃金475万2千円は何人分の賃金か、あるいはその賃金を使って何人かの人を雇って、そして何時から何時まで営業するのか、あるいは開業日や休業日はないのかあるのか、年中無休でやるのかどうかそういうことも一つ説明をいただきたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)

光本産業建設課長。

産業建設
課長

(光本 速雄産業建設課長)

田島さんの質問にお答えします。休養村温浴施設運営についての件ですが、1から5までありますので、関連がありますので一括してお答えをしたいと思います。まず、深層水温浴の件ですけれども、施設の循環器の配管が海水に対応できるかどうかいうところを検証してから、ということになりますのでご了承をお願いします。それと深層水1トン当たり650円ということですが、輸送手段でありますとか、輸送費の経費

も必要と思いますので検討をしてみます。また近隣の温泉施設につきましてはなかなか、かなわないということもありますので、特色のある例えばゆずの湯でありますとか、檜の香り湯というようなことも皆様の意見を伺いながら、できることから行っていきたいと思っております。重油の燃料費の件ですけれども、サウナについては休止を考慮しております。開業につきましては5月の連休あたりを考慮しております。また営業時間につきましては午後3時から8時間を予定をしております。休業日につきましては週1回程度の休業日を考慮しております。以前よりはサウナの休止、また営業時間の短縮によりまして重油の使用量は圧縮できると考えております。また使用料の大人500円の件ですけれども、団体割引でありますとか、回数券を発行しまして、温浴施設が少しでも利用しやすくなるようなことを検討したいと考えております。それから管理運営委託の件ですけれども、これにつきましては臨時職員を1名雇用しまして、自然休養村の管理センターの管理、温浴施設の管理、また白浜駐車場、またキャンプ場、公衆トイレ等の見回りの委託を考慮しております。それから委託管理者の仕事の時間ですけれども、一応、午後1時から8時の7時間勤務を考慮しております。ただし、盆とかにつきましては午前6時から午後8時の間ということになります。ただし、緊急にはこの限りではございません。また受付につきましては臨時職員を3名の雇用を考慮しております。受付事務や施設内の清掃業務を行っていただきたいと考えております。業務の時間につきましては、平日は午後1時から8時。7、8月につきましては午前8時30分から午後8時までの交代制を考えております。委託職員1名と臨時職員3名、合計4名で業務をしていただきますが、通常の日につきましては3名体制を考慮しております。以上です。

議長

(小野 正路議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

こういう縷々、具体的な説明をいただいて大体、頭の中がすっきりして参りました。ただ、問題はこの計画ではさてどのぐらいの収入が上がって、その私が最初に提示した1,000万近い赤字幅がどれくらい縮まるかということでございます。確かに人件費を減らして時間的なもの、あるいはそういうもの、それから入湯料のアップといたしますか、そうい

うことによってだいぶ違うてくるとは思いますけれども、逆に言えばその入湯料の上がった分はお客さんは減るという考えをもっておりますので、そこはもう少しやっぱりしっかりとした対応をしていただきたいなと思います。それから一つの問題はですね、仮にこれが年々、この予算計上のおり年々、1,000万近い赤字が続いていくということになればですね、これは今後、10年で1億ということになるんですからね。こういうことになればこれは大変な町予算に影響が出ると思うんですよ。そういう意味からもこういうことにならないようにまず、手を打っていただく。そしてしかしながら、それでもどうしても駄目で、こういうことが続いていくということになったときに町はどう考えていくのか。この温浴施設をそれでも福祉関係事業として継続させていくというのか。そこのところ町長の方からお聞きしたいと思います。それからうち勘違いといいますか。うかうかしておりました。全部、順番に3までいくつもりやったんが、この再問の中で2番目から入ります。かまいませんか。かまん。2問目をこれは再問に入れてもろうて結構でございます。旅行村事業の運営についてお聞きしたいと思います。予算書を見ますと収入はテント貸出しで2万円、キャンプ場所の使用料で60万円を見込んでおりますね。その運営経費として消耗品、備品購入等に30万円支出をしておりますが、運営人件費の計上はこれはどういうことになっておるのでしょうか。それは観光事業の施設特別会計という大括りの中ではこれは分かりますが、それぞれの旅行村事業としてね、これはそういうことは不明瞭だなという感じをもっておりますが、これはこれでやはりその分は、その分で人件費等も計上すべきではないのかなという疑問であります。お聞かせ願いたいと思います。それから現在、青少年が来ても宿泊できないといいますか、する場所がない。また仮にその場所があったとしてもそれに対応できない。こういう状態でございますが、まあ言えば何もない浜、浜辺でね、ただ、泳ぐだけで帰っていただいておりますと、こういうことでは東洋町の海水浴関係、観光事業関係はお客さんがどんどん減っていく。リピーターも減っていく。白浜の入海水浴客者は年々、1,000人近く減っているんですよ、統計では。そういうことにならないとも限りませんので、この一つの案としましてね、この夏にはどうですか。もう一度、昔をリバイバルではありませんけれども、もう一度、昔のようにちょっと沖合に飛込み台を、台じゃなくても筏で結構ですが、そういうものを浮かせて海水浴客が甲羅干しするとかね、そういうような設備をお願いしたいがどうでしょうね。それからそ

の筏を大小二つぐらい置いてね。小さいところは子どもさんが行くところ、ちょっと大きい人がいけるようにと、その筏と筏の間で20メートルでも、15メートルでも構いませんが、間隔を取って、そこで1週間に一遍なり、何かそういう催し的な、その水泳大会をすとかね、そういう催しもできないかな、もちろん商品を出してですけどね、そうしたら、また来た人が喜んでくれるし、リピーターに繋がるのではないかと、そう思います。考えはいかがでしょう。それからちょっと大きい漁協から水槽なんかを借ってきて、そこで魚を入れて釣堀なんかも一つ子どもさんにやらせてあげたらどうかなという考えもあります。どうでしょう。それから場所を決めてのカヌー、カヌー遊びよね、そういうもの、あるいは他にもいろいろありますが、そういうものを是非、やっていただいて、どんどん昔のような東洋町白浜の海水浴場が発展するように、何か手を打っていただきたい、こう思います。執行部、考えがあれば聞かせたいと思います。それからできたら白浜の浜に今、全然、浜には日陰がございませんが、あそこに何か木を植えていただいてね。葉の茂った木を植えていただいて、そこを木陰にして休んでいただく。牧野植物園の方に聞いたらヨノミの木とか、ビンロウ系の木であれば海水が混ざってもいけると、こう聞いておりますが、やっぱり1本か2本ぐらいはせめて植えていただきたいが町長の考えをお聞かせたい。これが二つ目の質問です。3つ目、最後に駐車場シャワー施設管理事業1,007万7千円についてお聞きしたいと思います。昨年度400万円計上して、観光協会に補助金として出したその補助金が今回、計上されておりません。これはどういうことでしょうか。観光事業を振興協会に任せて町の観光興し、振興させていただくということやったんですが、この補助金がないということは観光振興協会がどこかの自主的財源を得たということでしょうか。そこのところを少しお聞かせたいと思います。それから生見の駐車場の臨時賃金は昨年度は408万円でした。ところが今回は424万8千円と約16万円上がっております。それから厚生年金や保険料が64万円から120万円に大方、倍額に上がっているんですよ。これはどういうことかなと疑問に思っておりますが、その説明をお願いしたいと思います。それから駐車場には自動の料金徴収機があって、大して人件費がいらなそう思っているんですが、あとはもうトイレ、シャワー等の清掃が主な仕事だと思っております。そこに管理賃金425万円、これが2人分と聞いておりますけれども、少し経費が掛かりすぎているのではないかと、こう思うんですよ。そうい

う意味からもその説明もお願いしたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致します。温浴施設の件でございますが、赤字垂れ流しのままの再開には反対ということでございます。そのとおりでございますが、現時点ではですね、仕方がないというふうにご理解願いたいと思います。100円でも200円でもですね、赤字額を減らすように様々な方法、模索して試行錯誤しながら再開したいというふうに思っております。ただですね、ご指摘のとおり1,000万も2,000万もというような赤字額が膨らんでいくようなことであれば、これは当然、更なる見直しをしてですね、休止も致し方ないというような判断もしなければなりません。時期を見ながらですね。季節的な営業だけにするとか、もう完全に休止してしまうとか、それは今後の判断していきたいというふうに思っておりますのでご理解をしていただきたいと思います。それから旅行村事業の件でございますが、確かにご指摘のようなことも含めましてですね、検討はしていきませんが、ご指摘のとおり、この会計は全体的に赤字でございますので、一般会計の方でやるのか、この会計でやるのかそういったことも含めてですね、観光業務の中でそのさびわけも含めまして、検討していきたいというふうに考えております。それと観光協会の件でございますけれども、去年の当初では400万円を計上をさせていただいております。まだ事業実績報告は出ておりませんが、設立をしたばかりでございます。事業が余り進んでいないということも事実でございます。25年度に出てきます事業計画を検討致しまして、補正で対応していきたいというふうに考えております。それと経費がたくさん掛かっているのではないかとということですが、これは主にですね、保険料の関係がございまして、臨時の職員の賃金はですね、ほとんど総務の方で一括して支払っておりますが、この会計で二重計上みたいな形にもなっておりますが、緊急雇用対策事業というので、この会計で処理をしておりました関係上、その部分が出てきているというふうに解釈しておりますので、雇用した場合には、この経費は必要ではなくなるのではないかなというふうに考えておりますのでご了承願いたいと思います。私の方からは以上でございます。

議長

(小野 正路議長)
光本産業建設課長。

産業建設
課長

(光本 速雄産業建設課長)
田島さんの質問にお答えします。海水浴場でいろんなイベントとか、釣堀とかいう話が出ておりましたが、これにつきましては一般会計の商工の関係の方で体験観光メニューという事業がありまして、そちらの方でいろんなメニューを考えております。(自席より、具体的にと発言あり)サーフィン教室、ダイビング教室ですか。そういうメニューを考えております。それと生見の臨時職員の賃金の増額につきましては今回、施設の維持管理の臨時職員につきましては、前年度より月額で5千円の増額をしております。で計上しております。以上です。

議長

(小野 正路議長)
7番、田島毅三夫君、再々問ですね。最後です。

7番議員

(田島 毅三夫君)
今、課長からそういう答弁がございましたね。そういうことであれば今いう私が提案させていただいた、例えば筏とか、釣堀やら木を植えるというようなことは、今いう商工での事業計画に入っていないということですね。じゃそれを何かの形でやっていただけないかという再々問、もう一度させてもらいます。もし答えがあればお聞かせ願いたい。それからどういいますかね。この旅行村事業とこの休養村事業の併合ということも常に以前から言ってきましたが、これはやはり難しいものでしょうか。そうしたら私は非常に楽になると思うんですがね、何もかもが、法的な問題があるのかどうか分かりませんが、何とかそれをやっていただけないか、という再々問したいと思っておりますがいかがでしょうか。それから、もう以上にしておきます。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)
何やったですかね、釣り堀ですか。直ちにはなかなか今、即答はでき

ないというふうに思っておりますのでご了承願いたいと思います。それと会計の款、項の統合でしょうか、の問題はですね、旅行村事業については国交省の方と例の問題がございまして、補助金返還というような、最終的な協議に入っているようでございまして、補助金返還はしなくてもいいという正式文書はいただいておりますが、そういうようなやり取りをしております。それがハッキリすればですね、会計の統一というたら言葉悪いですが、見直してみたいなものも可能ではないかなというふうに考えておりますのでもうしばらくお待ちいただきたいと思います。以上です。(議席より、答弁ないね、なかったら考えとって下さいとの発言あり。)

議長

(小野 正路議長)

田島毅三夫君の質疑が終わりました。他に通告が出てないので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号、平成25年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第25号、こうち人づくり広域連合会規約の一部を変更することについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号、こうち人づくり広域連合会規約の一部を変更することについての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第26号、安芸広域障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更することについての件を議題と致します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号、安芸広域障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更することについての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8：反対0)であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第28号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題と致します。直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

ご提案申し上げます。議案第28号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を教育委員会の委員に任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。平成25年3月14日提出でございます。住所でございますが、安芸郡東洋町大字河内31番地1、氏名、廣田祐輔、生年月日、昭和35年2月16日生まれ、満53歳でございます。任期は平成25年3月14日から平成27年8月25日となっております。提案理由でございますが、平成25年2月19日付けで原田教育委員が辞職をされました。今回、原田委員の後任に廣田祐輔氏を教育委員会の委員に任命したいと存じますのでよろしくお願いを致します。2ページに経歴書を付けておりますのでご参照願いたいと思います。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

提出者の説明が終わりました。本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 異議なしと認めます。よってさよう決しました。

これより議案第28号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決致します。この採決は無記名投票をもって行います。議場の封鎖を命じます。ただいまの出席議員は8名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、高島俊彦君並びに3番、小松熙君を指名致します。投票用紙を配布させます。本案を可

とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第84条の規定により否とみなすことになっております。投票用紙の配布漏れはありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。異常なしと認めます。これより投票に入ります。1番議員より順次、投票願います。投票漏れはありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 投票漏れなしと認めます。投票を終了致します。開票を行います。2番、高島俊彦君並びに3番、小松熙君、立会いをお願い致します。投票の結果を報告致します。投票総数8票、うち有効投票8票、無効投票0票であります。有効投票中、賛成8票、反対0票。以上であります。よって議案第28号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は同意することに決定致しました。議場の閉鎖を解きます。

日程第25、議案第29号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題と致します。直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

ご提案申し上げます。議案第29号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。次の者を教育委員会の委員に任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。平成25年3月14日提出でございます。住所でございます。安芸郡東洋町大字白浜201番地7、氏名、奈良崎幸一、生年月日、昭和32年2月7日生まれ、満56歳でございます。任期は平成25年4月1日から平成29年3月31日までとなっております。提案理由でございますが、平成25年3月31日で片岡教育委員が任期満了となります。今回、奈良崎幸一氏を教育委員会の委員に任命したいと存じますのでよろしくお願いを致します。経歴につきましては4ページに記載しておりますのでご参照にして下さい。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

提出者の説明が終わりました。本案については質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。(自席より、なしの発言あ

り。)異議なしと認めます。よってさよう決しました。本人は議場におりますが除斥の対象外ということで議場に残っていただきます。ご異議ありませんか。(自席より、なしの発言あり。)

これより議案第29号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決致します。この採決は無記名投票をもって行います。議場の封鎖を命じます。ただいまの出席議員は8名であります。会議規則第32条第2項の規定により立会人に5番、小林幸三君並びに6番、松本太一君を指名致します。投票用紙を配布させます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第84条の規定により否とみなすことになっております。投票用紙の配布漏れはありませんか。(自席より、なしの発言あり。)配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。異常なしと認めます。これより投票に入ります。1番議員より投票願います。投票漏れはありませんか。(自席より、なしの発言あり。)投票漏れなしと認めます。投票を終了致します。開票を行います。5番、小林幸三君並びに6番、松本太一君、立会いをお願いを致します。投票の結果を報告致します。投票総数8票、うち有効投票8票、無効投票0票であります。有効投票中、賛成8票、反対0票であります。以上のとおりであります。よって議案第29号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は同意することに決定致しました。議場の閉鎖を解きます。

日程第26、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題と致します。お手元に配布してある申出書のとおり各常任委員会の委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。ここでお諮り致します。それぞれの委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よってさよう決しました。

暫時、休憩致します。再開は15時からです。15時。
(休憩時間：14時46分)

休憩前に引き続き会議を開きます。
(再開時間：15時00分)

日程第27、一般質問を行います。質問時間は一人40分以内、答弁時間も40分以内と致します。一問一答方式で行います。質問の通告が3名ありました。それでは順次、これを許します。初めに7番、田島毅三夫君。件名は南山のメガソーラー用地変更の件についてほか4件であります。田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

1問目の質問をさせていただきます。題名は南山は災害対策や公共施設建設用地に必要であり、メガソーラー見直しを求める件という題になっておりますがよろしくお願い致します。午前中の質疑の中でも何回か言わせていただきました。防災は大事です。しかし、その防災、人命が助かったあと、どうするかということは更にまた大事なことになります。そういう意味からも現在の東洋町では、その避難所から下りてきた方々が体を休める場所もないという状況でございますので、そこでお聞きしたいと思います。当時、私は当初、勘違いという、これは勘違いで済まない、本当に申し訳ない思いですが、南山の全開拓地の奥の方が残るという想定をしようとしたんですよ。全面やると思っていなかったものでこれは大きな失敗をしました。そのためにうちは奥に入っていく道を確保せよということを何遍も言ってきたんですが、本当に私は大変なことをしました。開発地の全部をですね、用地にしてフェンスで囲うと聞いております。これでは津波時の避難や震災後の瓦礫置場、仮設住宅の設置、公共施設用地等に利用する町有地が全くなってしまうと思います。確かに年間、約650万円の収入は大きいと思いますがけれども、新たな高台造成となると町としても多大な、大きな負担となります。何とか場所の見直しはできないかという、今になってこういうことをいうのはおかしいですけれども、何とか見直しはできないかというお願いでございます。そして2つ目にその代替地としてね、用地を大斗や内田、押野等の野根地区の耕作放棄地や空地に移すことはできないか。そう提案したいと思います。あそこなら、もちろん地権者はおりますよ。その了解を取ってということで、前提でお話しているんですけども、あそこなら平地であり、津波の心配もない会社も経費が安くなる、会社と所有者に打診してはどうか、できないか、という質問でございます。以上2つです。

議長

(小野 正路議長)

大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

田島議員の質問にお答えを致します。この件につきましては町有地であります、南山の土地を有効に活用したいと考える中、昨年9月15日に議員の皆様と町執行部が事業者から説明を聞き、メガソーラー設置に向けて取組んで参ってきたところでございます。この間、四国電力株式会社への認可申請手続き、経済産業省への再生可能エネルギー発電設備の認定手続き、自然公園法の規定による室戸阿南海岸国定公園の特別区域内における伐採許可申請等、さまざまな手続きを経て計画を進め、現在に至っておりますので、場所の見直しについては現時点では不可能と考えます。議員からは代替地等のご提案をいただいておりますが、日照時間等あらゆる条件を照合した中で、事業予定者は南山を選定しております。平成25年3月7日、先週でございますが、地元業者と事業予定者が現地で立会い整備計画等の協議も行われております。開始時期については当初計画より若干、遅れておりますが、供用開始に向けて取組んでおりますのでご理解をお願い致します。

議長

(小野 正路議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

もうそれはそのとおりだと思います。その上でお聞き致しますが、ではこの東洋町の復興計画に使う町有地あるいはそういう場所といいますか、用地といいますか、それはどこへお考えしているんでしょうか。町長また副町長にお聞きしたいと思います。一つは先ほどは南山に決定するまでにあちこち検討したと、こう聞きましたが、私の今いったような場所も検討されたんでしょうかね、もししてたらちょっと聞かしてもらいたいが、確かにこういうことになれば、確かに町の収入というのは650万円のうち250万円の固定資産税はそのまま入ると思います。その400万円が減る、結局、町の少なくなるのは400万円という計算をしておりますけれども、それによって民有地が活用されていって耕作放棄地や、あるいは奥地区のそういう活性化に繋がればどうかなという考えで、こういう固有の名前を出させていただきました。今後もしもこういうところにもこういうことをやるように、また個人からそういう申入れ

を待つのではなくて、町がそういう事業と位置付けてですね、また考えていただきたいと思います。生見の地区懇談会でこういう住民さんからの質問がありました。震災後、避難所や避難タワーでいつまで待避するのかと、こういう質問に対して執行部からは避難所やタワーは一時的に避難するところであって、ずっと継続してそこに避難するところではないと、こういうことを聞いております。そういうことであれば是非、このずっと仮設住宅ができるまでの間、避難できる場所をどうするか確保してあげて下さい。今すぐでのうても5年ぐらい、3年ぐらいというスパンを決めてどこそこに順次、建てていくというぐらいの計画を示していただきたい。これは2つ目の再問です。

議長

(小野 正路議長)

それは再問ですね。(議席より、再問ですとの発言あり。) 松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致します。津波の避難の関係でございますが、現時点におきましてはですね、生見のトンネルの上の民地をということで交渉をしております。それと遊休農地の活用ということにつきましてはですね、やはりこれは民間業者がやはり採算に合うかどうかということが大前提でございますので、それと電力会社との協議ということにもなってきます。いくつかのメガソーラーをやりたいというような話も町内の中でですね、そういったような話もお聞きしておりますけれども、やはり条件というような中で業者の方はそのように動いているようでございますが、その中に町があまりですね、入っていくのもいかなものかなというふうにも考えておりますが、私個人と致しましては、例えばこのみかん山ですね、放棄地といいますか、後継者がいなくて広い山があります。こういったところが活用できないかなというふうにも考えておりましたけれども、農振地域でありますとか、いろんな規制があります。なかなかそれを変更してということになりますと時間が掛かります。そういう流れの中で、この3月いっぱいまでが42円が保証されていると、この4月以降につきましてはすでに37円でしたですかね、そういった流れの中で採算性の問題あるいは条件の問題、いろんなことがございます。そういうことでございますのでご理解を願いたいというふうに考えております。

議長 (小野 正路議長)
7番、田島毅三夫君。再々問ね。

7番議員 (田島 毅三夫君)
質問に対する答弁が抜けておりますので再々問致しますが、ではどこへ逃げるかということなんですよね。どこへその避難所を造るような、そういうその災害時のね、あるいは復興時のその用地をどこに確保するか、それをもう一度、お聞かせ願いたいと思います。それから海の駅の上と言われましたか、今、海の駅、(自席より、トンネルの上と発言あり)トンネルの上。はい、今、カラスを飼いよるところやね、違う、(自席より発言あり)よし分かった。そういうことも全部引くくめた上でこれから東洋町は防災あるいは復興にどの場所を使うのか、それをひとつ考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

議長 (小野 正路議長)
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)
お答え致します。交渉中ではございますけれども、トンネルの上、あの辺り近辺をですね、できることならば造成が、広い面積がございます。まだ、一部について交渉中ではございますが、民地でございますのでこれ以上のことは何ともいえませんが、あの辺りをですね、拠点施設にしていきたいというふうには、(議席より、2,000名が集まるわけ、被災者がの発言あり。)いけると思います。

議長 (小野 正路議長)
次、いきますか。2点目。7番、田島毅三夫君。2つ目の質問ですね。

7番議員 (田島 毅三夫君)
2つ目の質問です。地域懇談会が1月の15日から10日間行われましたね、各地区13箇所で215人参加したと、こう聞いております。種々広範な意見や要望があったとも聞いております。報告書もいただいております。その中で答弁にはほとんどが検討するというような答弁が多かったんですが、住民さんはそのとき1月の中頃、15日といえそうですね、まだ予算編成が完全にできていない。この懇談会の中での地区住

民さんの要望が25年度の予算に反映してくれるだろう、そういうつもりで懇談会に出席して種々、要望したと思うんですが、それがほとんどが上がってないんですよね、白浜地区の駐車場等上がってましたね、実現するということで計上されておりますが、その他がほとんど上がっていない。その結果、お聞かせ願いたいのは事業の計上のないものについて、2カ月を経て検討したのかどうか。その住民懇談会が終わって2カ月経って、その種々の要望に対して検討されたのかどうか。そしてされたとしたらその結果はどうなのか、またそれに報告がない。そういうことについて執行部の考えをお聞かせ願いたいと思います。例えばこういうこともありましたね、浄化槽の補助金を増やして欲しいという問いに対して町の補助を検討すると、こうある地区で話がありました。しかし、25年度予算では48万1千円の補助しか出ていない。これはしかし、今までと同じ、昨年度と同じもんでこれは補助事業の定率補助であります。町上乗せ分の計上が出ておりません。本当に検討したのかどうか。その人の住民さんの声を聞いてね、そして結果、上乗せ補助は検討した結果、やめたのかどうか、上乗せしなかったのかどうか、ということをお聞きしたいと思います。55号線の相間のカーブの改良もある地区で求められました。それも土佐国道と協議すると約束しましたね、2カ月経ったが一応、打診したのかどうか、協議は行ったのかどうか、したなら結果をお聞きしたいと思います。どういう進展しているのか、いつまでにどのようになるのかをお聞かせ願いたいと思います。それから農業者から近年、特に激しくなった鳥害防止用のネット費用への補助ということが訴えられましたね。しかしながら、このことについてはこの報告書に要望自体が掲載されていない。どういうことかちょっと分かりませんが、こういう大事なことをね、これこそ本当に切実な農業者の、栽培農家の切実な願いであります、こういうものを掲載しないということ自体がうちはおかしい、そう思うんですが説明を求めたいと思います。それから4つ目、狩猟免許取得用の全額補助を求められました。費用の、取得費用の、免許の取得費用の全額補助を求められましたね、それも検討するといいました。しかし、これは本予算では3万2千円しか計上されております。これで全額補助ができるのかどうか、このところも説明願いたいと思います。それから民生委員の分については午前中の質疑でお聞きしましたから、これは5番目は省かしていただきます。それから飛ばして6番目になりますが、国道の橋は耐震補強できているかと、こう問われました。そのときにできていると思いますと、こう返

事したようですね。命に関わることを思いますので済ませるのかということでございます。土佐国道事務所に聴き取り、正確な返事をすべきであります。補強は本当にできているのでしょうか。こういうことは本当にまだ多々、ありますけれども一部、引っ張り出してこういう質問しておりますがお聞かせ願いたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)
お答え致します。まず、地区懇談会の開催趣旨と致しましてはですね、行政と各地区、地区の住民さんと直接対話をする、そしてさまざまなご提言なり、ご意見、ご批判も含めて承ると、そして今後の行政に反映していくための参考としていくことに意義があるわけだと、意義があるというふうに考えているところでございます。また行政側からも直接の主要な事業計画等のご説明もするという機会とも捉えております。懇談会は議会と同様に法的に位置付けられた組織というものではございませんし、また議事録を残し、採決を取るというような会ではないのでございます。ざっくばらんにですね、対話をするということが大事であるという認識で開催をしてきているわけでございます。さまざまな対話の中で個々に現在の予算にすぐに対処できたり、補正予算にもすぐに対処できるものもあったりするわけでございますが、逆に直ちに対処できないもの、時間も、多額の予算も伴う事項もあったりするわけでございます。予算への反映は当然に議会の議決が必要でございます。また地域、地域の特性、また優先度合いとかさまざまなご意見をお聞きして、行政側の情報として行政課題や地区、地区の課題についての状況を共有していくこと、そして課題解決していくということに意義があると考えているところでございます。また地区、地区からはですね、代表者を立てまして毎年、優先順位も含めたさまざまな形としての陳情事項もあるわけでございます。この中で限られた予算と人員の中で対処をしているわけでございますが、その年度には全く対処できていない難題である事項も存在したりしております。地区懇談会やさまざまな団体等との意見交換は一つ一つの回答に即、期限を切って対処する、それに越したことはないわけでございますが、回数を重ねていくことで問題点の点検や改善にも繋がっていくということが大事だというふうに考えております。当然、反

省もしなければならぬという意味合いも含めまして、さまざまな組織からのご意見等を参考に行政運営に生かしていきたいというふうを考えております。決してですね、住民の声を軽視するというような考えでこのような会を持っているわけではございませんのでご理解をしていただきたいと思っております。また所管の方から詳しい報告があると思っております。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは私の方からこの1ですか、小さい1の方、浄化槽補助金についての結果を話をさせていただきます。確かに町長の方から増額を検討せよという指示がありました。それであとの内容になりますが、そのあとですね、それと平行して本年1月18日に高知市の方で実施されました、合併処理浄化槽設置整備事業市町村職員研修会という会場におきまして東洋町に関してですね、法定検査における不適正率が県下ワースト1であるとの指摘を受けました。これが1月18日です。そのため増額を検討はしてございましたけれども、補助金増額して設置を推進するというよりは適正な検査とか、維持管理についての啓蒙を優先すべきであるということで、補助金はもう現行のままということで、今回の、前年並みの補助率ということになっております。以上です。

議長

(小野 正路議長)

光本産業建設課長。

産業建設
課長

(光本 速雄産業建設課長)

田島さんの質問にお答えします。2番の国道55線大道星の改良の件でございます。このことにつきましては土佐国道事務所とはまだ協議をしておりません。ご存じのように過去、何回か要望活動をして参りましたが、用地でありますとか、境界等で問題があり交渉が進んでいませんでした。今回の地籍調査も終わりましたので国道493号線とか、高規格道路も含めまして土佐国道事務所に要望したいと考えております。

3番につきましては鳥害防止ネット等の補助ということですが、要望自体の記載がないということでございますけれども、鳥の被害につ

きましては地区懇談会の前に要望の報告を受けておりましたので、記載がないということにつきましては、記載が漏れておりましたことにつきまして誠に申し訳ございませんでした。お詫びを申し上げます。鳥からの農作物を守るということは広範囲であり、また上空からの飛来ということで防止することが非常に困難と考えています。しかしながら、農作物の被害が大きいことも聞いていますので、今ある有害鳥獣等の防止策の設置の補助金の中で柵でありますとか、ネットでありますとか予防線等の材料費の一部を助成するということで対応したいと考えております。

4番につきまして狩猟免許取得費の全額補助ということでございますけれども、これにつきましては24年度からの取得費の半額の補助を実施しております。25年度につきましても5名分を予定して2分の1の補助を計上しております。県の鳥獣対策課では有害捕獲の担い手の確保をとということで、狩猟免許または銃の所持免許の取得の際の経費の補助を現在、検討しておりますので、その結果によりまして町としても25年度の補正対応をしたいと考えております。

6番目につきまして国道の橋の耐震補強のことでございますけれども、土佐国道事務所に問い合わせをしましたところ、耐震補強につきましては兵庫県南部地震相当に対する対策対象、延長が15メートル以上の橋になりますけれども、町内に6箇所あります。緊急輸送路道路としての対策は完了をしているということであります。今後、甚大な被害が発生した東日本大震災における指針等が出る中、新しく検討が必要となり、結果によりましては対策も必要となるというのでございます。以上です。

議長

(小野 正路議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

何点か再問さしてもらいます。そういうことも引っくるめて今、町長が答弁されました。これはその今いう部落の方と行政とはそういう意思疎通を図るという意味、それを今後の行政に反映させていくと、そういう意味であると、公的にそれは一つもその議事録を残すというようなそういうものではないと、こういう縷々説明がありました。私が言っているのはそういうことも引っくるめた上で、そういうことに対する報告はしないのですか。地区多いところは20何人も、30人も来ていたんで

すかね、そういう方たちが聞いて、いろいろな意見が出て、そしてそれに対応したものを個々に1人1人というわけにはいかんと思いますが、区長宛にその区の中で話を聞いた分については、やはり報告してあげるのが筋やなかろうかと思うんですが、町長どうでしょうか、そうであれば、考えがあればお聞かせ願いたい。

鳥獣予防については、これはね、本当に今、泣いています。農業者だけではなくて、家庭菜園をしている方についても本当に何もできないような状態になっております。これは具体的にどういうことか、ちょっと今、課長のお口から出ませんでした。有害鳥獣のそういう防護柵等の費用を使つてと、事業を使つてということでしたが、もし具体的に何か考えがあればお聞かせ願いたい。私の考えでは柱を立てて、支柱を立ててその上に網を被せると、これは広範囲になります。これはなかなか大変な作業になると思いますが、何かの形でそれを応援してあげたいということでございます。もし考えがあれば、なければ、また検討をしていただきたい。それからこの今いう有害鳥獣の駆除についての資格の問題でございますけれども、3万2,000円で5人分、1人6,000円分を確保したとこういうことでございます。今後、県の方もそういうものができれば、それは対応をしていきたいということでございますが、もうあと一人当たり6,000円というこの2分の1を何とか出していただいて、町全体として、行政全体としてこの駆除をするというスタンスをね、明確にしたらどうかという考えでございます。東洋町としてこの有害駆除に対して全額補助をして、多くの方にその資格免許を持っていただいて、町ぐるみでこの有害を駆除していくと、こういう町長の方から、町の方から万全としたね、立ち上げの、打ち上げといいますか、明確にしていったらだいぶ違ってくると思うんですよ。それぞれ今、対応しておりますけれども、どうか町が主導してこの問題に対応していただけないか、もう一度お聞きしますが、全額補助をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

議長

(小野 正路議長)

光本産業建設課長。

産業建設
課長

(光本 速雄産業建設課長)

まず、1点目の有害鳥獣の柵の設置の補助金につきましては、果樹園につきましては、今の補助事業では1件30万円の限度額で3分の2の

補助になります。果樹園以外につきましては20万円の事業費の上限額で3分の2の補助となっております。それと取得費の全額補助の件ですが、先ほども言いましたように県の方で今、検討していただいておりますので、その結果に基づいて今現在では、県の方では新規取得者の講習会の補助でありますとか、射的の教習受講料、予備講習の受講料の補助率は定額ということになっておりますので、その金額を見ながらうちとしてどの程度助成できるかというのも、また検討したいと思います。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

先ほど産業建設課長の回答にもありましたが、県もですねこの間、県の新しい制度についての説明にもわざわざ来ていただいております。そういう流れの中で、町としてもできるだけ県のその補助金を活用しながらゼロに近い形で、町も対応していくというような協議もしております。もうしばらく補正対応を楽しみにしていただきたいと思います。それと結果ですかね、これはですね、地区懇談会で苦情的なものにつきましてはすぐに所管課、担当なりに報告して、直ちに対処するということは昨年度もしてきております。何日も経ってあれどうなったな、というような電話もいただいておりますので、確認をしてですね、怒るところは怒らないかんというところでそういうふうに対処してきておりますが、区長を通じての説明でいいものはそのようにしておりますし、ただなかなか難題といいますかね、直ちに高規格道路を早よう抜いてくれ言われても、陳情しております。というようなことも含めて、いろんなご意見いただきながらやっていっておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長

(小野 正路議長)

7番、田島毅三夫君。3問目ですか。海の駅運営について。

7番議員

(田島 毅三夫君)

そういうことでね、今後、対応していただきたい。やはり少しずつでも前進していくということはいずれのこととございますし、よろしくお願ひしたいと思います。3問目の質問に移ります。この海の駅の運営へ

のアイデア、また要望、提案ですね。そういうものについてお考えを聞きたい。これは言い古した言葉でございますけれども、山や川やね、周囲の海は地場産品の宝の宝庫であります。特にこの東洋町はね。それなのに海の駅ができて販売する町産品がないんですよ。はっきり言って。そのまま一次産品としてタケノコなり、イタズリなりそのまま出すことができたとしてもね、それをその今いう加工してというようなものはほとんどない。一方、そういう中で奥の方たちなんかも、町の人もそうでございますが、いろいろ自分がアイデアを出して作る。例えば味噌にしたってそう、庭先にあるシキビや花、それから山にあるもの、川にあるものいろいろあるんですが、それを数は揃いません。確かに袋にしたら2袋、3袋というような、少しの数か揃わないかも知れませんが、そういうものを出したくても出す手段がないと、こういうことでございます。高齢化が進んで産品や加工品を海の駅まで持って行く手段がない。こういう声を多々、聞きました。そこで一つお願いといたしますか。要望したいんですが、この中山間地域出荷支援事業というのがありますね。県事業でこの補助金は2分の1しか出ないようですが、2分の1出れば御の字だと思います。その事業を使って、人件費はじめ収集ステーションや運搬車、ガソリン代にまで出ると、こう聞いておりますので、この事業を使ってどうでしょうか。海の駅が7月になるか、8月になるかちょっと分かりませんが、それが完成したときにはそのこういう事業で、この補助事業費を使ってね、奥の方が、町の方がそういう自分の作った自家製品をどんどん出していけるような、そういうシステムを作っていたきたいというのが質問の趣旨でございます。聞いたら車代にも出ると聞いておりますし、またステーションらもいけるようです。ただ県の方のいうのにはその事業に限度額があって、なかなか全部、一遍にというわけにはいきませんが、なければ次々という年度を変えていったらいけると思いますと。ただ問題は、はや1件来ておりますので限度額がなくならいうちに早く申込みをするように言って下さいと、こういうことでございますので、ここでいわせてもらいますが、どうでしょう、計画書を出して、申請書を是非、早く出してもらいたい。これが一つ目でございます。それから二つ目に看板は何でもそうでございますが、商売していたら特に看板というのは大事でございます。看板によって客の入り込み数が違うてくるというぐらい看板が大事でございます。インパクトがなければいけない、地場産品販売、観光案内などが遠くからでも一目で分かるようなね、海の駅のそういう看板を作っていただけない

か、立てていただけないかという質問でございます。もう既にその波乗りさんの板、乗る板ですね、あれを形取ったもんで看板は発注されておると聞きました。これは私は始めて聞きましたし、そういう計画策定の中に入っていないので全く分からなかった。だから私はそこに有名な方のあれ出してありますね、参考資料。はいはい、それ見て下さい。そういうものをね、この杉の木を使って、板を使ってほんで一目で国道を通っていてもぱっと分かるようなそういうね、インパクトのある看板にさせていただけないか。したらどうかと、こういう質問でございます。よろしくお願ひしたい。それから3つ目になりますが、この間の議会で同僚議員の方から江藤新平の説明板を平和塔へ持って行ったらどうかという質問がありました。もしそういうことになるとなればですね、そのあとへ私たちの町、甲浦の歴史看板というのを是非、あそこに立てさせていたいただきたいがどうかという質問でございます。その内容については一緒に添付してあります。見て下さい。ほんでこれは今までもめたのは、一つは補助金の問題がありました。もう一つはその文言の中に2千何百文字の中の創価学会という4文字がいかんということで落とされてきましたが、今回はその創価学会という文字をのけて、世界的平和団体というような名前に変更致しますが是非、了解いただけないか、そういう質問でございます。それからお金は補助金は要りません。私たち未来会が資金を集めて建てたいと思いますので、どうか町長の英断を求めたいと思います。以上です。(議長席より、あとはいいんですかと発言あり) 待つて下さいね、通告なんぼいっちょるかな。ごめんなさい。ありました。4番目の質問があります。町内外の住民がですね、これは海の駅の建設用地の中にこういう施設を作ってくれませんかという要望でございます。町内外の住民が日曜日などに週に1日でも構いません。家庭内にある衣料品や日用品、道具や機械類など不用品などを何でも自由に持って行って販売できる、テントでも良いが屋根付きのフリーマーケットコーナーを作っていただけないかというお願ひでございます。これは海の駅を建設するという事に私はだいぶお願ひをした。前の町長から言ったかな。そういう要望をしましたが、今回のその新しい計画の中にはこういうことは載っておりませんので、どうかその広いスペースは要りませんけれども、どなたでも来てからそこでマーケットできるようなスペースを作ってもらえないか、そういうお願ひでございますが、いかかでしょう。それからこれも引っくるめて全部そうでございますけれども、なぜ私がここでこういうことを言わなければならないかというこ

とは、もう何回もいいますけれども、建設委員会というのは設計案を出しました。しかし、私たちはその場に入れられないわけです。そしてできたものを我々は見てからもう既にできたものしか見ることができないという状態でありました。これでは住民代表としてのね、議会責任を果たせない。中へ入らせて下さいということは何遍もお願いしたんですが、駄目でした。結果こういうことで事後にこういうお願いをせないかんようになっていくんですよ。そこはよくやはり今後、考えていただきたいと思います。そこで今後、立ち上げるという運営委員会に我々議会も意見や提案ができる場をいただきたい。これのお願いでございます。是非、そこへ我々議会が入っていけるようにしていただきたいと思います。このこともよろしくお願い致します。それからこれはちょっとニュアンスが違ごうて、今までの質問と変わりますけれども、海の駅は確かに営業を目的にした事業であります。一般会計で運営するのはおかしいと思うんですがいかかでしょうか。生見駐車場は東洋観光特別会計で、生見の駐車場も最初は一般会計でやっていたのが、それはおかしいということで特別会計に移したんですが、営利を目的にしたということで、この海の駅も同様、やはり営利を目的にした事業でございますので、どうか特別会計に組込むか、あるいは別の、別口の特別会計を作るか何らかの対応をお願いしたいと思うがいかがでしょうか。以上です。

議長

(小野 正路議長)
光本産業建設課長。

産業建設
課長

(光本 速雄産業建設課長)
田島さんの質問のお答えします。海の駅の運営につきまして中山間地域の集出荷支援事業の件ですけれども、これは県の補助事業でありまして、目的としまして農家の庭先及び地域拠点施設での集出荷体制の充実及び強化並びに高齢者でも取組める地域特性を生かした有望品目の導入、定着による産地力の向上を目指し、集出荷における新たな仕組み作り、生産の拡大を組合わせた振興策を進めるために要する経費につきまして補助するというふうになっておりまして、補助率は2分の1であります。先ほど質問にありましたように人件費、これは新規雇用でありますけれども、それと車のリース料でありますとか、燃料費等が対象となっております。それと24年度までは有望品目の導入ということになっておりましたけれども、25年度からは農産物であれば良いというよう

なことに変わっておりますので、県の要綱ができましたら、こちらの方でも検討したいと思います。それとまた1年限りの補助事業なのか、継続でできるかというようなことも確認をして、それとまた農協等との協議もしたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。2番の看板につきましては、海の駅につきましては屋根の形が波をイメージをした設計になっておりますので、案内板につきましてもサーフィンをイメージしたということで設計をしております。観光案内板につきましては平成20年度に観光案内板整備事業を導入しておりますので、今回の海の駅の設計には計上はしておりません。3番の江藤新平の説明板を移動しての件ですけれども、これにつきましては今回、建設する海の駅の建設用地に掛かりますので移動をするというものであります。移設先につきましては平和塔内の江藤新平の碑の横に説明板を設置をして、案内をしたいと考えております。海の駅の建設に当たり、江藤新平の説明版を移設をするものでありますのでご理解をお願いしたいと思います。4番のフリーマーケットコーナーの件ですけれども、屋根付きのフリーマーケットコーナーとなりますと海の駅の出店者と同じ様になりますので、販売手数料15パーセントが必要となります。緑地公園内の空いているスペースであれば提供ができると考えております。そのときには緑地公園での使用料を支払っての使用となります。以上です。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致します。議会議員の方々からもですね、様々なご意見をいただいております。参考にすべきものは参考にしていきたいというふうに考えております。定例会終了後には、直ちに運営委員会を立ち上げなければなりません、その規約案を作成したりですね、運営方式、当面の直営について人事も含めた運営についての準備会を直ちに職員でプロジェクトチームを作ることとしております。その中で議会議員のご意見も参考にしていきたいと考えております。今のところはですね。まだ協議中ですが、県の職員の参加を検討しているという段階でございます。6番目でございますが、現時点では建設経費につきましては一般会計で計上させていただいておりますが、運営形態としては、運営方法として自立的な運営ができる組織ができれば個人の方でも経営能力に優れた方が

ございましたら、特別会計処理のあり方と致しまして予算の組み方としてもおのずと変化させていかなければならないというふうに考えております。現在、軌道に乗るまではですね、直営としている間は観光特別会計処理が妥当ではないかなというふうに考えております。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

時間まだかまんかね。あるかね。(議長席よりハイ、ベテランですから計ってやってると思いますので配分をよろしくと発言あり。)町長からそういう答弁また、課長からもそういう答弁ありました。このですね、特別会計についてはまた今後、検討していただきたい。お願いしておきます。それからこの運営委員会について、私が言っているのは直接そのメンバーとして加入というかその加われないかということでございます。間接的に意見はいろいろいえることがあったとしても、直接、その場に入っていろいろと審議、協議の中に入っていけないかと、そういう場が欲しいということでございますが、もう一度お聞きしておきます。それから4番目についても課長からどう言いますか、中のもと同じように15パーセントいただいたらスペースがあったらそこでやっていただいて結構ですというお言葉をいただいたんですけども、私が言っているのはそうじゃなくてそのスペースに屋根を張って、屋根といたらおおげざになりますが、テントで結構です。真ん中にポールを立てて四方八方に引いたらそこでできますが、そういう形のそういうスペースはできないか。その来てから青空でね、いろいろのその方がいろいろな形でやるんじゃないかと。そういうきれいな、こぎれいな形のスペースを設置していただいてその場を貸していただいて、使わせてもらってそこで商売をする。パーセントについてはそれは問題ないと思うんですよ。中と一緒にしてもらって。ただそういう今言った車で乗り付けて来てね、それぞれ車も自分たち銘々そのいろいろな種類の車に乗ってきて、いろいろやっておりますが、そういう露店的なものじゃなくてやはりきれいな、どういうたらえいかな、言い方怒られるか分からんけど、上品なそういうスペースができないかという質問でございます。もう一度、もしそういう考えができるやったらお聞かせ願いたいと思います。どうしてこう

いうことをいうかといいますとですね、全責任者は同じものを売ってはいけないという、そういう括りを作っていたようです。例えば出品者が自分の店で売するのにその同じものを売ってはいけないというような、自分くの店で売っているものと同じものを売ってはいけないとか、いろいろ縛りを作って、いろいろ困難したようでございますが、味やら形やら値段やらいろいろあって、同じもんであってね、それぞれの業者さんによって違うわけですよ。そういうものが同じものが並ぶという感覚なくて、いろいろなものを選択肢を増やすと、そういう形の意味合いで質問しております。それから例えばね、家にある衣料品あるいは贈答品でもらったものの不用品あるいは庭先で取れた先ほど言いましたが、野菜や果物やら、花やらそういう本来なら捨ててしまうようなものを持ってきて、そこでいろいろ売るという方もおるわけです。そういう集配と一緒にできればその都度、自分くで取れたものをその都度、そこで売らせてもらう、あるいは町外の方が昔の日曜市のように来てからそこで売れるというようなそういうスペースができないか。確かに他の人の売上げ減るかも分かりませんが、それによって集客がものすごく増えてきます。もう一遍行ってみようか。何が出ちよるか分からんな。掘り出し物があるか分からんというようなそういう感覚になって、そこがものすごい、そこが一つの拠点になると思いますので是非、考えていただきたいと思います。それからですね、この看板については没にされました。一生懸命書いたんやけんどなそれは、そういうものをそういうことをね、もっと早うにそういうことであればまた、できたんやけんどね、それはそういうことであれば仕方ありませんが、この何でも甲浦の歴史看板についても場所は問いません。今いう一番えいのは海の駅に来られた方がその品物を買って帰られるときに、あるいは入られるときにそれを見てから勉強をしていただくとそういう意味で近くがいいんですけども、どうしてもその場所がなければちょっと離れたところでも構いませんが、どうでしょうか。許可をいただくわけにはいかないでしょうか。以上再問させてもらいます。

議長

(小野 正路議長)
光本産業建設課長。

産業建設
課長

(光本 速雄産業建設課長)
再問にお答えします。フリーマーケットの件のテントの件につきまし

てはスペース的には開いたところがあれば、そちらの方で検討、それにつきましても運営協議会を立ち上げますので、そちらの方で検討したいと考えております。フリーマーケットの場合はそういうふうになりますけれども、それも含めて。(自席より、なかつたらえいと発言あり)

議長

(小野 正路議長)

4番目、外八島の地積調査について、あと15分です。

7番議員

(田島 毅三夫君)

ゆっくり言葉を使わせてもらいます。4番目の質問になります。この外八島の地籍調査についてお聞きしたいと思います。境界確定ができていない。こういうことで押野地区、外八島は今回、地権者、代表、有志といえますか、18名の連名の陳情が上がって参りました。議会にも請願が上がっていますが、そしてまた、室戸土木所長からの早期着手の要請などを受けて、町長から25年度申請して県が許可をくれれば26年度着手はするとそういう約束がされました。これは私は非常に前進したと喜んでおります。そしてそれによって、押野地区あるいは奥地区がひいては奥地区全体がね、良くなっていく、発展するんじゃないかそう思っております。そして高齢者が増えている中で、早く、早くという方たちが非常に喜んでおります。そういうこともどうか一つ勘案していただいてよろしくお聞きしたいと思います。そこでですね、もう一つ真砂瀬地区なんかもそうです。今年は大斗地区は予定されておりますけれども、真砂瀬地区の方も今、どんどん高齢化して行って山へ入れなくなっておりますが、そのそういう未着手地区などからもこのままでは境界を知った方がいなくなると、1日も早くやって欲しい、やっていただきたいという要望がたくさん来ております。そこで今後、未着手の地域について今後、完了までどのようなスケジュールになっているのかこれを是非、聞いて下さいという要望も来ております。聞けば平成48年いいましたかな、あれは完了予定が。もし私の記憶に間違いなければそう聞いておりますが、まだ20何年掛かるんですが、少しでもそれを前倒しできるように、完了までの年次計画をあらましでいいですから是非、ここで公開していただきたい。公表していただきたい、そう思いますがよろしくお聞きします。以上です。

議長

(小野 正路議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致します。25年度ですね、秋頃になると思いますので、要望申請を致します。そして国の補助金が確定致しましたら26年度に着手したいというふうに考えております。土木とも協議済みでございます。確かに本年度にはですね、津波災害が心配されております甲浦地区の宅地部分が一段落するというところでございますので、今後は野根地区に重点を移していかなければなりません。国道493号線の改良も必要でございますし、特に県道船津野根線の拡幅改良も進展を見せているところでございます。25年度は県予算も多額の予算が付いているということでございます。これにはですね、地籍調査が済んでいる箇所は用地交渉が容易であるということも聞いておりますし、県土木からはですね、用地交渉について大変好意的で有り難いというふうに感謝もされております。国の予算の範囲で地籍調査事業も事業費の増加の要望を強化していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(小野 正路議長)

産業建設課長。

産業建設
課長

(光本 速雄産業建設課長)

地籍調査の年次計画でございます。この事業につきましては平成12年度より事業を実施を致しておりまして、完了年月日を予定としまして平成41年の30年計画であります。調査面積としましては57.05平方キロメートルであります。国有林と換地に伴う土地改良事業の土地については除いております。平成23年度までに7.79平方キロメートルです。13.65パーセントの完了実績であります。それぞれの地域につきましてはの地籍調査の要望もあると思ひますけれども、町としましては基本的な考えとしましては津波等の災害等による緊急度の高い地域を優先的に考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(小野 正路議長)

田島毅三夫君。5問目ですか。

7 番議員

(田島 毅三夫君)

今、課長、町長からそういうお言葉をいただきました。町長からそう言うていただきまして本当に皆、胸をなで下ろしておると思います。是非、1日も早くお願いをしたいと思います。それから課長の方からも確かに緊急、そういう津波対策は大事でございますし、しかし、奥の方のそういう事情もありますので、なるべく早くそういう地域の方を終わって、完了させて奥へも上がっちゃってもらいたいと思いますのでよろしくお願い致したいと思います。

それから5番目の質問に入ります。町観光振興協議会のあり方についてという題で質問させていただきます。24年度観光振興協議会へ先ほどの質疑の中でもありましたが、400万円補助金が上がりました。これはその中で計画書をいただきました。24年度の計画書を種々ありましたが、その中で現在、私の確認している範囲ではこのパンフレット、ポスター作成ですか。それのみしか表だった活動はできていないように見えるんですが、間違っておれば指摘していただきたい。まだ、そのパンフレット自体もまだ見ていません。もう24年度もう終わりますが、こういうものはやはりその中の内容にもよりますけれども、年度が変わればもう意味をなさないようなものが出るわけですよ、だからこういうものはなるべく早く作って、早く出すとこうしなければいけないのが、いまだに目に当たっておりません。そういうことも含めてこの観光振興協会の実態は現在、どうなっているのかお聞きしたいと思います。それからサーフィン大会にこれは町観光振興の一つの大きな目玉としてね、東洋町はサーフィンに非常に力を入れておる。これはいいことだと思います。これは町から200万円補助が出ましたね、24年度は。確かにお金を出してそういう大会をすれば確かにその一時的に集客量は増えます。それで一時的に生見地区当たりのその今いう活性化というのには繋がるとは思いますけれども、問題はですね、この大会が終わればですよ、もうそのまま潮の引いたようになっていく。結局、その単発花火的なイベントで終わっているというのはこれは現状なんです。サーフィン関係者だけが集まって良かったで終わるだけでは本当の意味での町観光事業の振興にはならない、そう思います。その大会及び集まった人や経済効果がね、観光事業だけでなくその他の産業に連動して広がっていくと、こういうところまで行かなければ意味がないんですが、そういう意味から少しお聞きしておきますが、観光振興協会が立ち上げの初期目的はこういうものでありました。観光事業の実施ということが一つありま

した。それから観光客の誘致というのがありました。観光資源及び諸施設の開発並びに管理運営というのもありましたね。それからネット活用による町活性化と、こういうのもありました。こういうこの大きな柱であります事業計画や目的が24年度どこまで進んでいるのか。報告を願いたいと思います。まだ、24年度途中でございますので、カッチリとした報告はできないかも分かりませんが、今日現在、あるいは2月末現在で結構でございますが、分かればお聞かせ願いたいと思います。また、それに関連して入り込み客の数、宿泊者数の数、物品購買指数などの増加統計が取れておればお聞かせ願いたいと思います。それから二つ目の質問であります、これは25年度補助金はまだ、決定してない。まだそれはそのときに計画書が上がってきたら、補正で対応すると町長の答弁がありました、これはそうすると、この間は東洋町の観光事業、振興事業というのはストップするのでしょうか。東洋町の観光事業というよりも観光振興協会の活動はストップするのでしょうか。お聞かせ願いたい。そしてまた、その計画書はいつ上がるのか。もう25年が近いです。もう半月で25年になりますが、まだそれは上がっていないということは余りにもウチは杜撰^{ずさん}ではないか、当初立ち上げたときの責任感から見たらね、余りにも怠慢ではないかという考えを持っております。お聞かせ願いたいと思います。それから今年は私の一つの提案でございますが、その観光協会の中にね、できればこういう活動をしていただきたいという提案でございますが、一つは町全体の観光スポットのチェックアップを行っていただきたい。どこに何がどのような観光ポイントがあるか、それをまず、チェックアップしていただいて、そしてしっかりと町観光目録の作成をお願いしたいと思います。そしてそのポイントに対して説明看板の設置、それらの美化清掃、環境整備そういうものを引くくめて観光振興協会の活動の中に取り入れていただきたい。これは提案でございます。そういうものが網羅されて計画書ができ上がったときには町は十分な補助をしてあげて欲しいと思います。いかがでしょうか。それから関連しますけれども、旧唐人ヶ鼻花灯台をです、一時、安岡町長の当時に国から購入してくれという打診があったようですが、あれをもう一度、購入若しくは借入れして展望台等の設置や赤羽島まで回れる周遊道の設置、それから公園化してはどうか、それら引くくめてあの辺り一帯を白浜海岸をひくくめて公園化できないかという提案でございます。そしてまた、何遍も言われても顔にしわが寄ると思いますが、それでも、海岸の釣り人や漁業関係者も万一のときには上がっていけ

る津波避難のためのそういう階段なり、道なども付けてもらいたいなど思うんですが、あそこでもし万が一、魚を釣っていてそういう被害が、震災が起こったときはどこへ逃げるかという心配もしております。車の方は車で逃げるかも分らんが、車で逃げたら国道まで上がらなければいけない。混乱する。そのときにやはり単身、体で上がるとなれば階段を何とか整備してあげられないかという質問でございます。それから浅宇津一文字防波堤内側へ漁協若しくは渡船組合などに委託をした、子どもでも、女性でも遊べる全天候型自然の釣堀を設置し、釣った魚をその場で調理して食べてもらうような漁業及び観光振興を図るよう提案したい。もう聞く耳にたこができていますと思いますが、何としてもこれはね、町長これはやってご覧なさい。これはもうものすごい観光振興につながりますよ。是非、やっていただきたいが考えをお聞きしたいと思います。それからIターン、Uターンのそういう方たちを募集して地域の地域興しの協力隊というようなものが、サーファーの方でも構いませんね、そういう方を糾合して、呼び集めて野根地区奥に梅の木を植栽し、花見と果実の加工による観光及び産業振興策を提案したい。今日の新聞に出ておりましたね。あれは四万十だったかなあれは、どこかあっちの方でやはりそういうことで観光を呼び込んでいるとそういうことがありましたが、それで花を見て、その実を使っていろいろな加工品を作っていく。そういう何か一つとっかかりをそれで全て東洋町の観光あるいは開発ができるとはいいませんけれども、一つのとっかかりとして取組んでもらいたいという意味で質問しております。以上です。これが5番目の質問、これで終わりです。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致します。確かにですね、観光振興協議会、1年目はその目的に合致した活動はできていないというのはご指摘のとおりでございます。事業の取組については町としての関与を強化していくことも必要と感じているところでございます。また、商工会、各種団体との連携も強化する必要があるというふうに感じております。たくさんのご提案をいただきましたけれども、観光振興協会についてはですね、観光事業の実施、観光客の誘致及びサービスの向上、観光資源及び諸施設の開発整備

並びに管理運営、保存、インターネット事業の積極的な展開による町の活性化策の実施というような主な事業目的として掲げてはおりますが、確かに24年度を初年度とする町内の任意団体としての活動でございますが、なかなかまだ、取組ができておりませんが、現時点ではですね、まず、サーフィン大会などのイベントへの関与でありますとか、町内の観光関連業者への会員勧誘や観光資源の掘り起こしを行って、協会のホームページやフェイスブックという情報ツールを開設を致しまして、情報発信及びデータベース化に取り組んでいる段階でございます。今後、光ネットを活用した様々な利用方法も考えていかなければなりません。観光振興協会のあり方につきましてははですね、独立した任意の団体でございますので、あくまで自主性をですね。尊重していきたいという思いもございます。しかしながら、独立というような形にまでには至ってはおおりません。町の観光行政とタイアップしていく形が現段階では望ましいというふうに考えております。田島議員からのご提案事項につきましてははですね、観光振興協会が目指す観光開発として取扱うかどうか、あるいは事業を実施する場合のマンパワーというような関係もございしますので、明快な回答は現時点ではですね、できないことをお断り申し上げたいと思います。平成25年度の補助金につきましては今後、振興協会の総会で提案された事業を、計画を精査の上、補正対応をしていきたいというふうに考えております。本町への観光客数は前年1年間で約12万9,000人というふうに見込んでおりまして、特に集客効果のある海の駅東洋町を観光拠点とした新たな町の観光振興策を実施していきたいというふうに考えておりますのでご理解をしていただきたいと思います。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

はい、7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

今、町長からそういう答弁をいただきました。今後の観光協会のあり方についてはね、これは本当に町長の考えといいますか、もちろん我々の考えも一緒ですが、この観光協会によってこの東洋町を何とか振興をしていただきたいと。それで大きな期待をもってやってもらっているわけですからね。その期待に何しないような運動、活動をしてもらいたい。ただ1点町長にお聞きしておきますけれども、この海の駅が再開された

ときにはこの観光振興協会と海の駅との関係はまだどうなるか分かって
いませんか。どのようにしたいか町長の考えがあれば大体、考えておる
ものがあればお聞かせ願いたい。私らでは観光振興協会という会と海の
駅がどうしてもつながってこないんですが、町長の考えの中にそれがあ
ったら一つだけお聞かせ願いたいと思います。それからどういたしますか、
一つの自分の考えとして、確かに今、そのように何点か言わしてもらい
ました。観光振興協会立ち上げのときにこういう目的、こういう趣旨で
立ち上がったんですけども、その妙にこの観光振興協会が東洋町のサー
フィン団体とダブって仕方なかったんですよ、うちは。自分の頭の中
でね。どうしてもこれは一体になってどうしても一つのもののように取
れたもんでね、それでそういうことでちょっとやはり厳しい立ち上げの
ときに注文も付けさせていただきました。やはりサーフィン団体はサー
フィンに特化したといいますか、そこに専任した、そういう活動をやっ
ていただくようにしたらどうかと、その線引きはできておると思いま
すけれども、観光振興協会はあくまでも観光振興を中心とした協議会に
していただきたい。会長さんが同じやきにそういうふうにはうちも勤ぐ
たんか分かりませんが、妙にダブってしまった。そういうこと
で今後、何か線引きをしてカチッとやってもらいたい。もう一つはこれ
は産建の方でもちょっと意見は出ましたが、観光、今後の観光振興協会
事業に運営についてはね、私はやってやるというようなそういう意気込
みのある、気合いのあるといいますか、そういう行動的で気合いがあ
って、それに大きな条件でございますが、金銭に私欲のない方、そういう
勇者を見つけて、観光事業に専任する団体を立ち上げるように進言した
いと思います。今現在の会長さんが金銭に私欲があるとはいうていない
んですよ。今後、新たにそういう立ち上げを、再立ち上げをする場合に
はそういうことをしていただけないか。そういうことでございます。そ
れから400万円の資金からポスター作成にしてそれが今現在、まだ見
ていません。このことについては答弁がございませんでしたが、もし課
長の方から何かあればお聞かせ願いたい。現状をお聞かせ願いたい。ど
うなっているか。それから今後の観光振興協会の活動にとってですね、
例えば、観光振興協会が音頭を取ってサーファーと町とが観光やサーフ
ィンだけでなく準町民性の立ち上げによるサーファーの会員登録や町内
定住、希望職種、住居問題、町対応への要望や協力案などを互いに提案
できあえる、意見交換ができるそういう場を取ったらどうか。この観光
振興協会が何してもらって結構です。中へ入ってもらって結構です。あ

るいは町のサーフィン連盟が中へ入ってもらっても構いませんが、対応して町とサーファーらとの話合いの場をとっていただけないか。その場に我々議会も是非、入らせていただきたい。そして皆さんの意見を聞き、また意見をいい、町の振興にそのサーファーたちが何か関与できるものがあればやっていただきたいなという考えでございますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致しますが、たくさんあれでしたので、頭が悪いので覚えておりませんが、いろんな形で意見交換ができたらいいかなというのが基本的な考えだと思っておりますが、私もそのようには思っておりますけれども、なかなか観光協会にもですね、正式な職員というのは現在のところないわけですね。実際は役場の職員が事務局を兼務しているというところがございますので、なかなか活動もうまくは行ってないという状況です。これは反省点でもございますが、そういう流れの中で観光拠点として位置づけていこうとした海の駅がですね、そういう形になってしまったと、一から全てをやって行かなければならないという状況でございます。これはご理解を願いたいと思っております。それと新しくできる海の駅には事務所もございまして、この中にはやはり観光協会が雇うのか、当然、町は臨時職員あるいは嘱託職員、いろんな方の雇用も含めてやっていかなければならないと考えております。それが直ちにそこが経営をするというようなことではございません。ですので町が直営をやはりせんと軌道に乗るまではなかなか準備も含めてですね、現実問題、出店者をこれから募っていかないけません。そういうような流れの中で、まずは運営協議会みたいなものを立ち上げるとその中でいろんな意見も戦わせながらですね、やっていかないと、ただそこでいろんな利害関係が出てきた場合に調整もしていかないとというふうにも思っておりますので、例えば議会議員さんにしてもですね、あとのご質問にも出てきておりますが、全員が議員さんが入っていただくのがベターなのか、あるいは1人だけ入れてですね、こちらの方を入れてこちらの方は外すとか、そういう問題が起こったときになかなか前へ進まんというようなことは考えられないわけでございます。そういったこともございましてまず、職員

でそのような内容も含めまして議論を深めたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。(自席より、答弁の方の時間は残っていますかと、看板を立てる場所のことと発言あり。)

議長

(小野 正路議長)
産建課長。

産業建設
課長

(光本 速雄産業建設課長)
海の駅建設のための江藤新平の案内板というか説明板を移設してそこへ海の駅を建てるのでご了承をお願ひしたいということであります。(自席より海の駅の周囲が駄目なら広い公園のどこかへお願ひできませんかと発言あり。) その件につきましては海岸課の管轄と土木事務所。(自席よりそれは町が了解してくれたら構まんということやったと発言あり) それについて検討させてもらいます。

議長

(小野 正路議長)

田島毅三夫君の質問が終わりました。続いて小松熙君の質問を許します。件名は海の駅及び温浴施設の運営についてであります。答弁者は町長ほかとなっております。小松熙君、質問を始めて下さい。

3番議員

(小松 熙君)

予算書を見ると、温浴施設もしばらくは町直営の運営になるようですが、それはしばらく仕方がないとして一つ提案なんです、夏以降の温浴施設、海の駅、また新規産業について町を挙げての検討委員会みたいなものを立ち上げませんか。これには町執行部、議会人、商売人を含めた会にして、意見だけの人は要りません。私が東洋町へ来た昭和45年には人口が5,800人余りあったのが、40数年経った現在では3,000人を割っております。商工会の会長であった15年前には商工会の会員数が200以上あったのが、現在では100を割っております。高齢化ということもありますが人口減により専門店が成り立たなくなったことに原因があると考えます。今、町を挙げて対策を取らなければ過疎化の波に押し流されてしまうと思ひます。昔、株式会社神戸市という人がいましたが、自治体にも株式会社の考えがあった方が良いと私は考えます。雇用の場を作りたいと思うのは町長以下、町執行部、議会人、皆が考えていることだと思ひます。今、みんなで努力しませんか。これ

が一步遅れれば、遅れるだけ実現が遠くなると思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

小松議員にお答え致します。ご指摘の状況につきましてははですね、これまでにも何度もご意見を承ってきたところで、いろいろと恐縮もするところでございます。本町の現状につきましてもおっしゃるとおりでございます。新規産業についてはですね、そのような組織も必要と考えているところでございますが、喫緊の海の駅につきましては建設のことに財源確保、含めまして不測の時間を要しております。まだ、再度入札を実施しなければならない段階でございます。時間的なこともありますのでまず、職員での事務会を立ち上げたいと考えております。町直営につきましてはできるだけ早く経営能力のある方が見つければですね、個人であれ、団体であれ経営自体をお任せしたいというふうには、これまでにも答弁をしてきたところでございます。また、その検討委員会というものでございますが、人数が多ければ多いほどですね、結論に時間を要するというようなことも想定をされるわけでございます。また人選についても議論が必要だと思えます。議会は議会としてですね、意思統一された意見としてご提言されれば大変有り難いというふうに思うところでございます。バラバラの意見ではですね、全員が検討委員会の委員であればなかなか前へ進まないというようなこともあるのではないかなというふうに思っております。様々な具体的にご提言につきましてはいつでも検討していきたいというふうに考えておりますので、ご指導のほどよろしくお願ひしたいと思えます。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)
3番、小松熙君。

3番議員

(小松 熙君)

私が心配するのはその温浴施設なんですね、夏以降になったら恐らく同僚の議員が言うたような赤字1,000万近くの赤字が出るようなことになるんじゃないかと思えます。それまでにいろいろ対策を考えていくか、休止するかということになると思うんですが、その検討が一番大

事なんじゃないかと思います。よろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)
温浴施設につきましてはですね、午前中からいろいろとご心配をさせていただいておりますが、せっかくですね、多額の修繕費を掛けておりますという実態もございますが、まず、再開するというところで取り組んでおりますので、夏場にはですね、やはり風呂が欲しいというような声もいただいております。観光客の方からもそのような声もいただいておりますので、一旦は再開をしてですね、連休当たりから再開致しまして、その状況を見ながら夏場だけがいいのか、そのようなことの判断もしていくと、そういう流れの中で赤字額の削減ができれば一番いいんですが、なかなか厳しいとは思っておりますが、その辺には留意をしながらやっていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(小野 正路議長)
小松熙君の質問が終わりました。続いて高畠俊彦君の質問を許します。件名は南海地震についてほか2件であります。答弁者は町長ほかとなっております。高畠俊彦君、質問を始めて下さい。

2番議員

(高畠 俊彦君)
それでは質問致します。南海地震についてほか2件であります。まず、南海地震について質問させていただきます。中の質問1、避難通路、避難場所については徐々にできあがっておりますが、この管理は、管理については役場がするのでしょうか。当然、地区防災組織にお願いすると思うのでありますが、前の議会でも質問したときに言ったと思いますが、地区防災組織の充実を図らなければならないと提案したはずであります。現状の地区防災組織の状態をお願いすることができるのでしょうか。草や木はすぐに生え覆いかぶさってきます。非常時のとき、少しでも利用しやすくするために管理をしておく必要があります。ハード面とソフト面、平行にやっていかなければならないと思うのですが、どのようにお考えしているのでしょうか。お聞かせ下さい。

質問2、東北大震災が起こって、この3月11日で丸2年になりました。震災後、南海地震対策についていろいろ新聞、テレビ、ラジオで報道されております。その中でこの大震災の悲惨な現状を忘れてはならない、子々孫々まで伝え教訓としてしなければならないとこのようなことも言っております。この前、近隣の役場の総務課長と話をする機会があったのですが、その課長さんの話では私の町の人たちは津波が来たときの避難に取り組む意識が薄い。例として、もう年なのでいつ死んでも構わん。なるようになる。いつ来るか分からん、そのときまで生きてない。何年、何十年先に来るか分からないことにそのときまで避難意識を持続さすのはなかなか難しい問題であると愚痴っておりました。私もそう思います。3月11日、東日本大震災から丸2年、私たち住民意識も半減してきております。それでは現実に南海地震が起こったときには大惨事になると思います。南海地震の意識を持続、向上のためにも今、出している広報に、町が出しておる南海地震についてのコーナーを作り、震災の悲惨さ、対策などを連載していつてはどうでしょうか。資料は南海地震予兆調査委員会がいっぱい持っております。このことについて考えをお聞き致します。

議長

(小野 正路議長)
奈良崎総務課長。

総務課長

(奈良崎 幸一総務課長)

高島議員の質問にお答え致します。まず、1番目の管理はどないするのかということでございます。これにつきましてもやっぱり自主防災組織にお願いしたいと思っております。何でかといいますと、やっぱり自主防災組織の活動にはそういう避難道の整備をしていくとか、管理してもらいたい。地区の人が今、実施している避難路の工事に対して私たちは管理するから図面を先に下さいと、図面を見てこの勾配は年寄りでは行けないからもう少しこうしていただけないかという防災組織の方もありました。そういう方もおりますので、地域の方が自分たちの避難する場所でございますので、管理をしいもって、やっぱりここはもうちょっと直していただきたい、修繕していただきたいとかそういうものがあればうちの方にいういただければ、私たちも修繕をしていきたいと考えております。それと2番目の広報に南海地震についてのコーナーを作って連載してはどうかと、これは住民への方々のやっぱり南海地震の対策

の意識付けとして有効な手段と考えております。広報についてはうちの今、思っておるのは今、タワーがどこにあるのか。今、避難路はどんなにできたか。地区のこういうところにはできておるとかいう形で今のところ出したいなというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)

2番、高島俊彦君。再問ですね。

2番議員

(高島 俊彦君)

確かに今、課長さんが言われたようにその防災組織に、地区防災組織にそういう意識を、考えをもった組織も多分にはあると思いますが、そういうような今でき上がっておる地区防災組織にもう少し勉強なり、研究会なりをとって意識向上を高めてもらいたいというのが私の考えであります。答弁はいりません。次に入っていきます。

白浜海水浴場について質問致します。これは住民の苦情であります。白浜の砂浜、植木のところに犬の糞が目に残るものがあるということで呼出しを受けました。私も現地に行って確認をしてきました。数多く見受けられました。そのときに浜の管理人の清掃の方に現状を聞いたんですけど、その方の話ではあちこちもう犬の糞だらけ、今日もこれから犬の糞を片付けに行くのだと言っておりました。そういう今の現状であります。海の駅も8月頃に再開され、海水浴とともに、県外にアピール、売り込まなければならないときに観光客が見ればイメージダウンであります。犬の飼い主のマナーの徹底化を図る必要が、私はあると思います。具体的に罰則を作るとか、マイク放送、管理人からの呼びかけ、犬の予防接種のときにチラシを配るとか、マナー向上のために取組まなければならないと思いますがお考えをお聞きしたいと思います。

質問2については、この土曜日に産建の方で撤去してくれるということで取下げます。白浜海水浴場についてはこれだけあります。

議長

(小野 正路議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは高島議員の白浜海水浴場についてお答えしたいと思います。

確かに白浜における犬の糞の問題については町としても十分には認識はしております。ただ、この問題は飼い主のマナーによるところが大ということであってですね、現段階で罰則規定のある条例制定については少し難しいのではないかなと考えるところです。まずは議員ご指摘のようにですね、犬の予防接種の案内チラシであるとか、町の広報に啓発記事を掲載するなど段階を踏んで取組んでいく必要があるのではないかなと考えます。条例についてはまた、それ以後に検討せないかん問題ではないかと考えております。以上です。

議長

(小野 正路議長)

再問。はいどうぞ、再問いって下さい。高島俊彦君。

2番議員

(高島 俊彦君)

よろしくお願い致します。再問は終わります。

次に、海の駅再建に向けての取組であります。これについては同僚議員2人より質問されましたのでダブるところがあったら答弁は要りません。

海の駅再建に向けての取組について質問1、執行部としては海の駅を建てることに全力を傾けているように見えるのですが、海の駅オープンまで5カ月余り、町長の行財政報告で構想は何回か聞いているのですが、どのように運営していくのか、ハード面、ソフト面平行していったいかなければならないと思いますが、具体的に運営方法が決まっておれば聞かせて欲しいと思います。

質問2、管理委託について町の各種団体、または第3セクターの会社の立ち上げ、観光振興協会もその中の一つだと思うのですが、この管理運営については町としてはどのような団体に任せたいと思うのか。これも先ほどの同僚議員の質問でこれから運営協議会を立ち上げて検討していくというような答えを聞いておりますので、もし何か言ってもらえることがあれば言ってもらえればありがたいと思います。

質問3、最初は町主導型でやっていくと聞いておりますが、店長、責任者を雇い現場に毎日立ち、海の駅の店舗のことだけ考え、取組んでくれる人を構えなければ2足のわらじでまともな運営はできないと思うんですが、最初は町主動型といううち、なかなかそれは難しい思うんですがどのようなお考えかお聞かせ下さい。

質問4、これは大阪の方でございますが、東洋町はアピール度が足ら

ない。もっとインターネットなり、何なりを使って売り込まなければならないとすごく厳しい口調で指摘を受けました。海の駅、東洋町をどのようなアピールの仕方で行くのか。従来のアピール、売り込みなどどこが違うのかできたらお聞かせ願いたいと思います。よろしく願います。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

高島議員にお答え致します。当面は町直営ということですね、これまでもお答えをして参りましたように、現在も管理運営について、指定管理する団体も、個人も見当たらないということでございます。建設に要する補助金が確定するまで、またその補助申請書類にも運営形態と致しましては当面、町が運営するというふうに記載も致しております。また、現実、時間的な制約もございます。施設の管理は当然に町の財産でございますので、町が管理責任があるわけですが、前にも産建課長が予算の中でも説明してありましており、施設警備につきましては民間警備会社に委託を考えているところでございます。運営につきましては町職員が主体とならざるを得ません。現在の観光振興協会に丸投げすることもできませんし、現在の商工会にも丸投げをするというような考えはもっておりませんし、現実問題、無理だというふうに思っております。であれば、その他の団体ですね、適切な団体があるのかといえば、それも現実問題、見当たらないというのが現状でございます。そのような組織をですね、新たな組織を連携した形で作り上げていくということも考えられますけれども、経営能力のある個人あるいは団体が見つかるわけですね、1日でも早く指定管理委託をしたいというふうに考えております。当然、指定管理委託する場合は議会の議決が必要でございます。そのときにはまた、議会議員の皆様にご理解を願いたいというふうに思っております。また、店長ということもございますが、責任者という、現場での責任者という意味合いもあると思いますけれども、当然に町職員を置くということになるわけでございます。責任体制ということであれば現場職員、所管課長あるいは当然に最終的には町長ということになるわけでございます。準備会でも人事も含めた議論をしていく予定でございますけれども、運営はできても経営は町では無理なんではないかとい

うような趣旨のご質問であろうかとも思いますけれども、経営も、運営もですね、当面は町主体とならざるを得ないということのご理解を願いたいというふうに思います。最後に町の宣伝です。PR活動でございますが、当然、ホームページを活用したり、この4月からはですね、光ケーブルネットも活用ができます。そのような専属の人員も必要だなというふうにも考えております。公募で嘱託職員も確保していくことも必要でございます。現場スタッフも確保していく必要もでございます。雇用に関しましてはできるだけ県の補助金のある制度の導入を検討していきたいというふうに考えておりますのでご理解よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)
2番、高島俊彦君。

2番議員

(高島 俊彦君)

今の町長の答弁の中で町職員に係らずというような答弁をされたんですけど、この私の言っているのは片手間、町の仕事をしながら結局、海の駅の管理、そういう意味合いで言ったんですけど、町長の職員をそこへはめるというのはその職員は、要は海の駅の管理だけをやるんですか。もう町の職員、出向という形ですね。そういう形を取ってそれに海の駅に係らずという意味ですか。それと町長の答弁の中で各種団体なかなか受けそうなところは見受けられないというような答弁があったのですが、これは実際に各種団体当たったのことはですか。当たりましたか。この二つだけ再問です。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

当然にですね、施設の管理の責任ということもございますし、2足のわらじという言葉は、役場の仕事をしながら海の駅の仕事もするというようなことはなかなか難しいですので専属といいますか、常駐といいますか、そういうような職員も必要であるというふうに考えております。それと受け皿の団体があるかないかという、当たったのかどうかというようなことでございますが、現実問題に今の観光協会に致しましても、

商工会の会長さんにも入っていただいております。そういう流れの中です。商工会あるいはその中のあるいは一部の方々に入っていただくというような形です。新たな組織的なもの、運営協議会の中で議論していければいいと思っておりますが、例えば観光協会の事務局、観光協会を立ち上げるといったときでも商工会に事務所をもってきてもらったら困るというような経緯もあっているわけがございます。現在はですから、役場の中に事務所を置くと、商工会には迷惑を掛けませんという流れもあったわけがございますので一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(小野 正路議長)

以上で高島俊彦君の質問が終わりました。

以上で、本日の議事日程は全部終了致しましたが、ここでお諮りを致します。片岡教育長より挨拶の申出がありましたので、これを許したいと思ひますがご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり) 異議なし。それじゃ片岡教育長。

教育長

(片岡 芳則教育長)

すいません。お疲れのところ時間を頂戴致しまして申し訳ございません。21年の4月に就任させていただきまして、はやもう4年間過ぎました。この間いろいろ皆様にもご指導、それからご鞭撻、ご協力いただきまして学校の校舎、それから体育館いろんな施設がですね、耐震化とかそれからトイレの改修とかいろいろ進みました。教員の皆さんの努力によりまして学力も少しずつ上がってきております。ただ、まだまだたくさんハード面、ソフト面残っております。津波対策とかそれから少子化の問題で、複式学級の問題とかたくさんの課題が残っております。4月1日には新しい教育長が選任されると思ひます。また今後ともですね、教育行政につきまして、皆様のご協力をお引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございました。

(小野 正路議長)

教育長、どうもお疲れでございました。また、後輩に対しましてもご指導、ご鞭撻をよろしくお願ひを申し上げます。

これにて本日の会議を閉じます。これで平成25年第1回東洋町議会定例会を閉会致します。お疲れさまでございました。

|(閉会時間：16時46分)